

# 地方生鮮食料品流通機構の近代化

—長崎県における現状と問題点—

河野善隆

はしがき

- I 地方流通機構の特性
  - II 長崎市市場機構の現状
  - III 佐世保市場近代化の課題
  - IV 結び
- 補論 市場流通の再編成について

は し が き

生鮮食料品の流通機構改善は高度経済成長に伴う消費者物価騰貴と直接関連するものとして取り上げられ、行政当局による政策的対応もかなり活潑であった。しかしこうした改善策の志向が既存流通市場の業務内容の部分的手直しに終始する限り、抜本的改革とならず、真に有効な流通経費節減の効果をもたらすものでないことは、現在漸次明確化されつつある。

例えば、38年7月閣議決定をみた「生鮮食料品流通改善対策要綱」にしても、その主な政策措置の1つである卸手数料の引下げ効果は当初から、従来手数料収入を通じて支出されていた荷主および売参交付金の減額や、荷主前渡金金利相当額の規制で吸収、転化され、卸経営の収支状況には何ら影響がないものと想定されていた。東京、大阪など大都市市場統計をみると、過去10年間の取扱高および単価は著しく増加し、卸手数料収入は諸経費の増加を上回る余剰部分を発生させ、それが荷引競争手段である交付金の増加や、本業を有利

に操作するための兼業設備投資、あるいは株式配当の増加に向けられており、充分手数料引下げの財源的余地が存在していた。しかし同じ政策的措置が全国一律に他の適正規模以下の弱少卸や、地方市場にまで及ぶことになると、「正常な経営をす

る複数卸売人全般に抑圧を加える」ことになりかねないように思われる。

42年の「中央卸売市場関係資料」によると、全国には青果、水産合せて、中央卸売業者数210、類似市場業者数284、地方市場業者数3,547、合計4,041の卸が存在し、33年頃をピークとして、過当競争は自然淘汰に移り、その企業間格差は現在定着化しつつある。各地の中央卸売市場のみをみても、40年の統計によると、274万トン取扱いの東京市場を最高に、最低の1万2千トンの大宮市場まで幅広い格差があり、その間、50~100万トン2市場、10~50万トン7市場、5~10万トン5市場、1~5万トン5市場に分かれている。大都市市場の取扱量が、その人口規模を上回って飛躍的に増大し、地方都市市場が停滞している主な理由は産地出荷団体および漁業資本の向都性向から説明することができる。

すなわち、最近の生鮮食料品流通の著しい特徴は生産者の産地形成が、「単純集合体」から「一定性格商品の大量生産組織」という資本的出荷調整機構に成長したことで、これらの団体は青果のみで5,631にのぼり、水産関係では漁業資本および大型漁協が国内市場を制圧している。生産者の出

荷体制整備に伴って、価格保証を求める産地間協定、大市場との垂直的結合、あるいは大市場にまづ集中出荷して標準価格を形成させ、それを基準に地方市場に分荷する方式が生れており、それが大都市への人口集中、生活構造の高度化を基盤とする大都市市場の施設整備と相いまって、集荷機能を強めている。委託を受ける卸にとって、かゝる大量取引は経費節減上有利であると判断されているが、社会的にみると、2つの矛盾がある。

第一に必要以上の大都市市場への過度集中は実際の購買実勢を上回る高値実現の結果であり、それを基準に分荷すれば、物価騰貴を波及させるばかりでなく、迂回、重複輸送、二重積卸し、荷いたみ、鮮度低下、手数料二重で流通経費が加算され、また大量集中に伴なう市場の狭隘化、地方市場直接荷引きの困難を増大させている。

第二に大都市市場の集荷圏の拡大に伴ない地場物流通を主体とする弱小卸間の荷引競争は一層激化し、市場間の集荷能力、価格水準格差が生れ、中央集中を促進するばかりでなく、地方市場は消費、生産の零細性を基盤とする多種少量取引の増加、出盛期と端境期の入荷変動、価格不安定にみまわれ、残品市場化して流通機構の近代化は遅れざるをえない。

たゞ、現在の大都市市場を経由する流れの増大は生鮮食料品の商品特性と云われる品質標準化、規格・等級均一化の困難から、現品取引を必要とし、大市場ほどそれを収容して消費者層の幅の広さから、品質価格形成が容易であるという制約の結果であり、コールド・チェーン方式による市場外流通のパイプライン設定までの過渡的現象である。したがって、当分の間、大都市市場の過度集中は続き、それを市場施設のマンモス化や、業務内容改善による効率低下回避の対策を必要とす

る。

政府の市場改善対策はこの点に注目しているに對して、以上述べたような地方都市市場の停滞性打破は、存立基盤の縮少や、取引機構改善の遅れもあって著しく困難であるが、地方住民の生活と直接関連の深い分野であるだけに単純に無視することのできない問題である。

長崎県内における生鮮食料品流通の問題点をまづ概括的に指摘するとすれば、こゝでも中央流出の傾向は漸次強まっている。例えば青果物の7大消費地向け発送状況をみると、果実は37年7千5百トン、41年3万3百トンと温州ミカンを中心に伸び、野菜は37年2万4千トン、41年3万2千トンで、これを市場側からみると、長崎、佐世保市場の県内産果実入荷量は53%、野菜入荷量は72%である。県外流出も増加しているが、それでも基幹作であるミカン等にみられる如く、県外出荷体制整備は充分でなく、「非專業小規模産地としての農民的な共販体制の未熟成」を示している。

これに對して、長崎、佐世保、田平の漁港水揚げは40年28万4千トンで、取扱漁類が遠洋物である関係もあって、「直送共同出荷」が多く、全体の43.7%を占め、冷凍・加工用を除くと、地元売りとはゞ半々で、とくに長崎漁港の独占的集荷密度は高く、直送荷は47%にのぼり、地元市場入荷は腐敗しやすく、しかも多獲性、大衆性から冷凍費割高となるアジ、サバが多く、価格も鮮度及び仲買の評価に依存して不安定になるものである。

長崎県内生鮮食料品流通の現状は以上の如く、資本制支配の強い鮮魚県外出荷の一部を除いて、交通条件、出荷体制の未整備から、大都市近県ほど県外流出が強いとは云えないが今後農漁村労働力の流出、輸送体系の変化や、大型産地造成に伴なう市場圏拡大から、漸次地方市場の狭い存立基盤

は侵食される傾向にあり、それに伴う県内供給の分散、不均質、不安定に対応して、どのように需要構造変化への適応や、価格騰貴の抑制を計るか、そのさいの既存流通機能の改善、再編成が改めて問われる課題となっている。

### I 地方流通機構の特性

生鮮食料品の流通は現在、二つの要因によって大きく動かされている。一つは生産構造の発展、商品生産・商業的農水産業の展開、技術の発達による生産の量的・地域的な拡大とその平準化、そうした中で「主産地形成」とそれによる大量出荷の広汎化、共販体制の発展とそれによる商業資本の市場分断支配の排除など、市場の発展拡大とその全国化をもたらしたもの。他は資本主義の発達による消費人口の増大とその中央都市・地方都市への集中ならびに分散化、資本とくに加工資本の発達と

その農産、水産取引への直接の介入、掌握、それによる商業資本排除と局地的市場圏の破壊、契約取引などによる市場の量的規模の拡大とその統一化。これら両者に規定された (1)流通・市場機構の整備発達、(2)規格化・検査制による標準化・統一化の進展、(3)輸送手段や貯蔵・保管技術の発達、(4)その他各種の流通技術や、流通諸機能の発達。

こうした要因に基づく市場の量的規模の拡大に伴って、同時に市場組織の全国的体系化が進展しており、大都市中央市場を流通のかなめとし、各種地方市場が性格分化、機能分化して全体としての有機的立体性を作り出している。かゝる市場組織の立体的配置、産地・市場の結合の網目の全国的完成を前提とし、一方では大都市中央市場への集中、その集散市場化、他方ではその中での地方市場結合の強化がみられる。

いま産地・市場間結合を青果物について大ざっ

(第1表) 青果物の地域別・市場別出荷量(昭37) (千トン)

		東京	横浜	名古屋	京都	大阪	神戸	広島	北九州	福岡
そ	北海道	79.5	11.0	9.3	10.8	13.5	6.2	2.0	0.2	0.5
	北関東	30.9	4.8	4.4	4.6	7.6	2.0	0.3	0.0	0.0
	中東部	829.8	78.7	6.4	5.6	12.1	2.1	0.6	0.2	0.2
	近畿	118.3	15.1	193.3	25.7	55.3	14.4	1.2	0.2	0.4
	中国	53.2	7.2	4.2	68.7	74.3	41.0	1.3	0.7	1.1
	四国	0.6	0.1	2.2	5.2	20.7	7.0	36.1	1.4	0.3
菜	九州	22.2	4.3	4.0	7.7	31.3	12.9	1.4	0.9	0.2
		5.1	1.2	3.5	6.3	11.8	2.2	1.8	21.1	63.6
果	北海道	0.0	0.1	0.0	0.0	—	0.0	—	—	0.0
	北関東	109.8	14.3	23.5	12.7	38.8	9.0	4.3	1.1	2.9
	中東部	133.7	16.9	1.4	0.7	0.8	0.3	0.0	0.0	0.1
	近畿	41.1	4.8	50.8	7.2	16.8	3.9	2.1	1.1	3.4
	中国	21.5	2.7	7.0	4.2	31.4	8.7	0.0	0.0	0.0
	四国	29.6	1.3	4.0	12.0	24.8	8.4	11.4	0.9	0.6
実	九州	83.2	8.9	8.1	5.4	34.2	9.4	3.1	0.4	0.1
		45.2	3.1	3.0	5.7	9.5	0.4	0.8	5.3	17.5

ばにみると第1表の如くである。そ菜の場合は果実に比較して近在および中距離産地との結合が大であるが、各地の特産品、輸送・貯蔵可能のものあるいは特定大産地大量出荷品になると、遠距離輸送出荷にもとづく大産地一大市場結合がほぼ全国的規模で形成されている。果実になると、産地・市場間結合の全国的平準化は一層顕著である。

これを産地側からみると、生産の発展によって結合は地場流通、地方市場、大都市中央市場へと進展し、一層の生産拡大、主産地形成の結果、逆に全国地方中小都市市場の開拓、細分出荷＝直接侵入の形態をとる。すなわち、市場組織の全国的体系化の中にあつて、6大都市を除く地方流通機構の占める地位は現在大きく変化しており、産地・市場間網目の間隙や、補充を完成するためにあり、次ぎの三つの流通が同時併存している。

- (1)大規模主産地の地方市場分散出荷
- (2)小規模新興産地の大都市中央市場への進出の前段階（準備）
- (3)旧套的産地・後退産地の大都市中央市場からの後退・転進

以上三形態は従来の地方市場の存立基盤であつた小規模非産地や、旧套的産地との結合、地場流通の停滞に代るものであり、(1)(2)(3)の各市場における割合は問屋資本としての独自の活動領域の範囲を決定し、またその割合は当該市場の流通機構の態様によつても規定される。この点が現在の地方流通機構にとつての基本的問題であり、その地位が實際上、市場組織の全国的体系化から変化し、流通の態様が変わりつつあるのに、これを受入れ流通経費を節減できる方向に流通資本の在り方、市場編制が整備発展せず、古い形態をそのまま残している。

たゞそれが、現在まで全く変化がなかつた

というのは誤まっている。大正11年の「中央卸売市場法」の公布は第一次大戦を画期に急速に発展した都市人口の集中、膨脹、生鮮食料品需要の充足を目的として、旧来の商業資本の市場分断支配、そのもとでの多段的流通の排除、公開セリ取引の推進による流通と取引の合理化が多少とも進み、手数料率も一定化され商業資本の前期性は止揚されており、それが6大都市ばかりでなく、第2次大戦までに高知、佐世保、鹿児島に、さらに戦後は22都市に普及し、ほかに各地の開設計画も報ぜられている。この意味では「集中化の中での分散化」を受入れる地方市場編制は進みつつあると云えるが、6大都市中央卸売市場を除く市場編制には後に述べるようにまだまだ市場の不完全と商人支配が依然として残存している。43年の青果物入荷割合をみると、

6大都市中央卸売市場	41.6%
その他中央卸売市場	4.9
類似市場	5.3
その他地方卸売市場	48.3

であり、6大都市を除くと58.3%を占め、地方卸売市場は1,176に及んでおり、最近ではこうした地方市場にも県外各地の、全国入荷が進み、地方市場の類型分化（産地市場、仲継市場、地場消費市場など）も顕在化して、一層の自立的拡充深化と整備体系化が押し進められている。

市場と市場組織の全国的体系化に対応する地方流通機構の整備合理化は現在、様々な矛盾、混乱がみられるが、西日本地区の中央卸売市場を中心に、その実態をみると、次ぎの三点が問題になる。

- (1)卸の整備統合は戦後農林省の一貫した指導方針であり、地方の弱少卸にも波及しているが、その利点は過当競争排除と倒産の防止である。しかしそれが市場流通全体の合理化につながるか疑問

である。卸の独占的地位の強化は集荷面のサービスを後退させ、前渡金、歩戻しが減少して個人出荷、小規模出荷は敬遠され、独占的業務に安住する危険があり、この意味で地方市場の存立基盤である地場流通を積極的に取り崩すことになりはしないか。

(2)卸は市場における大規模流通を有利とする関係で仲買人制度の導入を進めているが、小規模市場ではそれがかえって非効率で、市場を不完全にし、半独占的＝ギルド的要素を残すことになりはしないか。また上段階ほど資本、取扱規模、利益が多いので、卸一仲買一小売の系列的特定結合による不完全競争で恣意的価格支配をもたらさないか。

(3)機構の整備合理化のためには市場施設の充実を必要とする。しかし人口や、交通機関の市街地への集中に伴う地価の騰貴、建築費の上昇に伴って地方財政負担は激増している。このため、取扱規模の増大は施設の狭隘化、交通輻輳、流通複雑化、経費増を通じてかえって合理化のネットクになっている。また乱立している地方市場の統合は進まず、この面からも機構合理化が制約されてはいないか。

これらの諸点を実態にそくして考察すると、地方流通機構の諸特性のいくつかを看取することができる。

第一に市場形成の歴史的事情もあるが一般に大都市の卸売人数は多く、規模も大きい。これに対して地方都市市場の卸売人数は2～3人以下に制限され、単数制への傾向が強い。43年8月に行った西日本7地区の市場視察結果では青果、鮮魚共単数制をとるのは久留米、佐世保のみで、他の大部分は単複混合であるが、福岡、北九州、姫路等中規模都市になると、青果では単数、鮮魚では複数になっている

傾向がある。金沢問題などで単複論議がある折からこれに対する地方市場当局者の反応を打診する必要があるが、それは次ぎのような意見であった。＜姫路市場＞こゝでは鮮魚複数、青果単数であるが、鮮魚複数は日水、大洋の系列で、競合集荷から価格は不安定になっている。荷主の両社への分荷、複数価格成立は委託、買受双方の補償要求を誘発するので、過剰集荷の抑制、出荷仲買育成が問題となっている。また仲買消化力の弱体化から卸の貯蔵、先取転送も行なわれている。これに反し、青果単数でそのような傾向がないかと云うとそうではなく、取扱年商15億円程度の類似市場があって、卸の経営安定的集荷調節を強めると、仲買の場外自由荷引き、買出人の移動が発生するので、安住できず、事実上複数形態に移行している。＜広島市場＞姫路とは逆に青果複数、鮮魚単数で鮮魚単数の取扱高は低く、市内に草津市場の卸8社50億円取扱がある関係で、近海魚、売参人扱いに傾いている。このため姫路ほど単数問題の比較は身近かではなく、青果複数も荷引きが需要動向と一致しない面があるが、事実上荷受内容が果実野菜に分化し、買受も仲買、売参に専門化しているので、むしろ準単数的弊害が問題となっており、後に述べる場外仲買問題をおこしている。

＜福岡市場＞青果単数、鮮魚複数であるが、青果単数は導入時の農林省指導の方針にしたがうもので、現在の取扱高は急速に増加し、約80億円、将来は100億円が予想され、配当良好から荷主、買受交付金増加、あるいは増資に関連して買受側の出資、経営参加、重役選出等内部牽制の導入が考えられている。また鮮魚複数は100億円と50億円の競合で、後者の中央魚市は仲買から育成され、伝統卸に競争をいどむ形で成長し、当初過当競争の弊害はあったが、唐津、下関、長崎との競争力

(第2表)

地方都市中央卸売市場の取引機構(昭40)

都市名	人口数 (万人)	開設部数	数量 (千トン)	金額 (億円)	卸売人	仲買人	売参人	入場者 (買出人)	付属店舗
佐世保	26.9	2	5.9	36.1	2	38	336	(825)	7
札幌	78.1	2	16.2	148.1	3	72	757	7,500	41
仙台	49.2	2	16.4	116.2	4	15	1,053	4,672	13
大宮	22.2	1	1.2	50.4	1		253		
千葉	34.1	2	9.8	19.9	2		1,118	2,000	32
川崎	84.4		17.4	57.2	3	10		4,500	3
新潟	36.1	2	5.5	28.3	2	26	323	(300)	34
新潟	50.4	4	5.3	37.2	8	57	96	790	45
姫路	37.4	7	9.6	125.2	16	160	68	(3,500)	103
岡山	31.0	2	4.0	20.7	3	31	241	5,200	35
広島	52.1	5	2.2	92.1	9	47	950	(1,000)	39
呉	23.1	3	5.8	33.9	10		1,016	3,000	20
高知	24.0	3	4.0	43.6	6		371	2,000	16
福岡	76.5	3	30.1	189.9	4	64	1,380	4,750	34
北九州	109.5	1	4.0	173.4	1	21	213	1,600	28
久留米	15.1	2	4.6	22.3	2	14	373	2,500	18
鹿児島	34.5	2	12.1	68.7	5	83	283	1,300	7
金沢	33.8	2			2	61	779	2,000	57

(第3表)

地方青果市場の仲買買受状況

市場名	仲買人数		1人当り買受高(万円)		仲買引取率(%)		仲買従業員数	
	37	39	37	39	37	39	37	39
姫路	47	73	2,003	2,982	99	99	141	223
岡山	31	31	1,811	4,877	95	83	133	141
広島	33	32	4,076	5,776	45	47	207	209
福岡	25	25	2,053	4,122	30	38	150	188
北九州	21	21	3,714	5,338	72	74	107	98
久留米	15	15	3,619	3,804	55	56	60	56
佐世保	18	18	3,104	4,210	83	79	70	124
鹿児島	38	38	3,247	4,900	48	55	161	160

に貢献しており、場内では除々に協調的である。

姫路の鮮魚複数は塩干、冷凍、乾燥品の西日本における中心であることを考慮すると比較的安定しており、このことも含めて姫路、広島、福岡をみると、複数制をとる市場ほど卸取扱量は増大しており、開設者の適切な牽制策があれば不正行為は抑圧され、長所が発揮されやすい。これに反し

従来単数制最適と云われてきたものも、事実上類似市場の発生に阻げられて、取扱高も低く、買受側に譲歩を強制されて、その長所より弊害是正の動きが目立っている。

〈岡山市場〉こゝでは青果単数のみであるがこれに対する仲買の不満もあって、開設者は前年実績比20%増量の集荷計画を指導しているが、場外卸

は19社、大手3社で年間20～25億円を取扱っており、中央市場と合算すれば過剰気味で、直ちに複数制導入はできず、都市計画による類似市場地域の駐車禁止、移転要請を機会に導入する予定と云われている。

＜北九州市場＞5市合併による指定地域拡大に伴ない青果複数、鮮魚複数の新市場建設計画があるが、現在は青果単数のみである。単数制に対する市場当局の意見では、市場の公共的性格から考えると、単数制は価格の安定や不正抑制の監督指導が容易で、独占的集荷調整を行なうという批難も生産者の自由出荷を前提とする以上空論にすぎないとみている。しかし私見ではかゝる意見の発生は北九州市場の特殊な基盤によるもので、市内類似市場11ヶ所、卸4社に対する中央卸売市場卸の支配はその内7市場に及んでいる。このため、買出人は分散し、各市場との伝統的結びつきが強いので、仲買は卸と系列化した出荷仲買に成長しており、そのシェアは70%である。したがって売参は抑制され単数制批判も顕在化しないのではないかと考えられる。

＜久留米市場＞青果、鮮魚とも単数で、佐世保と類似しているが、青果には小規模類似市場（年間4億円取扱）があり、中央市場扱いは市内消費の80%を占める。取扱高20億円程度では単数制以外になく、複数は無理であるが、それでも類似市場との関係から、手数料、交付金、サービス改善等について買受側の不満がある。

これら各市場の実状をみると、政府は数度の中央卸売市場関係調査会で、複数卸売人の単一合同を再三勧告しているが、既存市場に関する限り、何ら具体化の方向に進んでいない。とくに地方流通機構では取扱規模の上昇に伴ない逆に複数化の傾向すらある。それは地方問屋業者の大同団結が

事実上困難である歴史的事情もあるが、中央卸売市場も、市場法上の荷受機関、一種のセリ機械的存在に自己限定しえないからである。取扱量の増大は荷主、買受にとって何らかの経済的魅力の存在を前提とする結果であり、一方では委託に安住せず、荷主に対するサービスを強化し、他方では買受誘致のため販売努力をせねばならぬ。卸がこれらのことを行なわず、独占に安住すれば、地場物流通の強い地方市場では当然、類似市場が発生し、実質的複数制に移行するし、その中央卸売市場内への入場が問題化せざるをえない。つまり、地方市場卸の小規模性、取引力蓄積の貧困はいまだ完全に荷主、仲買、小売を系列支配しえず、需要の拡大があると、その供給キャパシティを上回るので、他の小規模卸の成立を促進しやすい。また系統荷の導入に伴ない指値保証も、単数制では専ら買受の犠牲に転嫁されやすいが、複数制では卸自身の自己負担、あるいは買受の販売促進をもたらすので、比較的抵抗が少ないことも、複数制成立の環境条件になっている。つまり、取引量の潜在的拡大可能性が、既成資本の小規模性や、消極性に阻げられ、それが競争的環境を造成しているのである。

第二に、こうした地方流通機構における複数化の傾向が、市場内の取引機構のあり方にどのような影響を与えているか、検討されねばならない。

市場内には仲買、売参の制度があるが、この制度運用は卸の在り方の如何に影響されて相当異なる。例えば青果複数制の広島、呉市場は施設も貧弱で卸の規模も小さい。広島市内には卸は乱立して中央市場の卸2社60億円取扱以外に、荒神市場卸6社20億円、新市市場の卸6社10億円があり、中央市場卸も当初10社の統合によって生れたものである。このため統合時10社の買出人を連子として売参資格を与えており、現在の売参人は

536名許可、セリ参加は通常495名にのぼっている。これは小規模な者まで認めないと他市場に流動する危険があるからで、小売以外のスーパー、食糧配給所など大口需要者にも、資格を認めている。また売参人中「場外仲買」と呼ばれるものがあり、場外での仲買行為、自由荷引きが黙認されているが、かゝる大巾な売参資格許容は仲買活動を圧迫し、果実引取りへの専業化をもたらすが、戦後再建市場であるため買出人誘致上、止むをえないと考えられている。また呉市場も卸5社の過当競争で、仲買はなく509名の売参人が十数個所に分散して、零細単位をセルので、小規模卸が曲りなりに経営できる状態にある。セリ価格は広島より低く、このため食糧配給所等の売参申請が出され、政治問題化している。いずれも小量、小品種の未発達な消費市場を背景とする、小規模卸特有の取引機構とみなすことができる。

これに対して、単数制市場ではあるが、類似市場を含めると実質的に複数である姫路、岡山、北九州、久留米は異なる様相を示している。

<姫路市場>32年の開設で販売対象は地方市場向けである関係から、仲買73名、売参51名で、売参は近郊そ菜のみにセリ参加権が認められている。小売は類似市場にも流れるので、仲買に市内給食業者、旅館、食堂、スーパー等への積極的セールスを促進しており、集荷も卸の集めえないものにつき仲買自由荷引きを認めている。単数の欠陥は系統荷に安住し、積極的に産地を把握していず、価格変動から集荷調節をしやすいため、卸、仲買開設者が事前協議して神戸、大阪並相場での標準集荷ノルマ設定も検討されている。

<岡山市場>売参は230名認可されているが、類似市場があるので、実際のセリ参加は一日40~50名にすぎず、取引は仲買主体になり、仲買は30名

(果実15, そ菜15)で、最高2億円、最低3~4千万円(そ菜関係)、1億円以上の取扱が10数社あり、仲買引取率も82%に上っている。

<北九州市場>仲買主体傾向はこゝではもっと明確で、仲買数はそ菜13, 果実8, 仲買引取率70%である。卸が他の7市場を支配している関係から仲買もそれらへの出荷仲買になり、最高5億円、最低4千5百万円、平均7千万円で比較的規模が大きい。これは8市場の相場操作をするより、中央市場に集荷して、仲買分荷をさせた方が、価格安定上卸にとって有利であるからで、このため卸は出荷奨励、4日後払いを10日に伸ばす金融的援助を与えており、またこの返済期限延長が生産者からの直接荷引きの相対的集荷費増加をもたらす、仲買自由荷引きは地野菜の一部を除いて減少傾向にある。さらに売参抑制のため、仲買は5分手数料の現場売り方式を取っており、売参セリ権は名目化している。たゞ仲買間競争を補充するため、売参認可は自由、常時参加で継続できるようにしており、売参数はそ菜172名、果実39名である。

<久留米市場>市内に存在する類似市場は小規模であるため、売参主体傾向が残され、仲買は青果のみ14名、最高2億1千万、最低2千5百万円で引取率は45%に止まる。しかもそれは果実中心で、そ菜関係は売参が多く203名である。

福岡市場は卸4社、8市場が統合されたもので市場施設狭隘から43年新市場が建設され、仲買は24名(そ菜7名、果実17名)に対して売参は1,079名にのぼり、市内小売及び大口需要者の大部分が売参人になっているので、現状では仲買経営は困難で、鮮魚部が売参定員制限をしていることと比較して不平等の不満があり、その結果仲買は場外店舗を持ったり、買出人の入場制限の撤廃を問題としており、いはゞ仲買主体制への過渡期にある。



また鮮魚関係で複数が多いたのは漁業資本系列化の色彩が濃厚であるためであるが、姫路市場では仲買36名、売参10名（大部分かまぼこ業者）で、青果に比較して仲買主体制は強く、冷凍、塩干魚を中心に出荷圏は相当広い。福岡市場では産地市場でもあるので、仲買育成、売参制限が行なわれ売参引取率は加工業者を含めてもわずか10%、37年以來100名の定員制限があり、零細生産者の活魚、高級物一箱セリが認められている程度である。仲買は青物を中心に地元仲買30名、出荷仲買10名、差益率が高いので仲買増員が問題となっている。

これら市場の取引機構をみていえるのは、小規模市場である呉、広島、久留米などは売参主体であるが、成長しつつある中規模市場ではいずれも、他の類似市場と機能分化を進めて、荷受内容は系統荷を中心とする集散市場化の傾向がみられる。系統荷の荷口単位は大きく、規格物で指値方式が一般化しているので、従来の分散的な、小規模小売商を対象とする販売形態と矛盾する。そこで卸は仲買の系列化、仲買主体制の確立を通じて販売圏を拡大しようと努力している。

しかし取引機構合理化としての仲買導入、その規模拡大には、地方市場の場合、限界がある。なぜなら、既存の地方市場仲買には零細なものが多く、需要規模が狭いので競争は制限され、薄利多売方式は採用されず、むしろ中間差益率が上昇している。零細仲買の整理、共同化、合併が進まない中で仲買主体制の確立は、仲買差益の上昇に対する小売、売参の社会的抵抗を呼びおこし、小売は類似市場に流れる危険がある。このため、従来のタテ割りの卸一仲買一小売の市場閉鎖性に限界が生れ、卸が決済条件の差別などを通じて出荷仲買を育成するか、それとも仲買の積極的行

動としての場外小売行為や場外店舗設置の許容、小売保護的な買出人規制の撤廃などの動きがあり、スーパーその他大口需要との結びつきを強めて場内での仲買、売参の対抗による機構混乱が、場外での競争に転化し始めようとしている。この意味で正常でない独自の形式の仲買主体制が確立されつゝある傾向がみられる。

第三に市場合理化を阻害する要因として、重要であるのは、市場施設、設備の不備があげられねばならない。各市場の実態をみると、それは次のようである。

<姫路市場>委託販売に直接関連する卸売場、仲売場、買荷保管および積込設備などを「純市場施設」とすれば、それは建坪17,521㎡で市場全体の73%、敷地の32%である。したがってこの割合だけを見ると、相当の余裕地が残存し、拡張整備が可能であるように思われるが、余裕地には倉庫、冷蔵庫、貯蔵庫、バナナ醗酵室、選果場、加工場、漬物荷捌場等があり、また108店にのぼる附属店舗、倉庫群が存在している。独自の相対取引をする物品販売業は85店、一店当り年商は約3千万円、総計80億円に近く、市内卸売業の中で高い地位を占めている。こうした市場卸団地化は西日本地区でも珍しい現象であるが、それが発展した理由は近接類似市場(約15億円取扱)への市内買出人の流動化に対する歯止め、中央市場買出人の6割が市外農村部で、諸式屋の取扱品目が多角化していることに基くが、市場取扱量が33年2万5千トンから、41年10万6千トンに4.2倍に急増すると、業者誘致の繁栄策も限界に達している。市場取扱品目の多角化によるワン・ステップ・ショッピングの経済性がどんなにあるとしても、市街地中心での広大な敷地が必要であり、しかも本来の生鮮品取扱量が急増すると、卸間に競合がおこり

相互的拡張は制約されざるをえない。また附属営業施設整備には現在政府助成がなく、施設は自己負担で建設、一定期間使用料免除の寄附の形式をとるが、これが時の経過するに伴い維持管理費の増加から開設者の赤字負担を増加させる原因となっている。

またこうした諸施設の点在に伴う空地率の減少、車輛交通の交錯が駐車場増設の必要性を強めており、卸売場屋上の場内業者専用駐車場の建設ばかりでなく、仲売場屋上にも建設して、買出入の車輛収容、階下から屋上へのエレベーターによる荷上げ等が計画されている。現在の駐車量は場内業者7百台、場外業者千台で、場内、外別個の駐車規制を行っているが、混雑時には路上駐車がみられ、搬出入の円滑を著しく阻害している。

<岡山市場>開場当時市内に青果、乾物2市場、鮮魚1市場があり、青果関係の一部のみ統合して入場、その後塩干を附属営業としている。入場していない鮮魚市場は県条令に基くもので、市場狹隘であるばかりか、都市計画上移転が求められており、現在の卸仲買兼業5社と岡山市が入場交渉を始めている。鮮魚入場の要望事項は、(1)卸統合

に対する補償、(2)1.5~3万坪の敷地、(3)鉄道引込線の附設、(4)使用料軽減であるが、敷地問題に焦点がしばられている。しかし37年開場当時坪3千5百円であったものが、現在5万円に高騰しており、市場内予定地3千8百坪以上の拡張は財政的制約から困難になっている。

<呉市場>市場は鮮魚、青果分離し、非常に老朽化している。現有地拡張整備が困難であるため、市の赤字団体解消を機会に海岸埋立造成による1.5~2万坪の新市場建設構想がある。工費は土地造成を含めないで約7億円、青果卸5社の統合や周辺海産物問屋の附属営業人としての吸収が問題とされている。

<広島市場>呉同様老朽、狹隘化しており、37年7月整備計画審議会が設けられ、市場位置を市内西部土地造成を適当とする答申をえている。西部地区の造成面積は43万5千坪、その内、草津市場周辺に6千坪の新市場を建設、49年から3ヶ年かけて51~2年頃移転する計画で、それは弱少鮮魚部を草津卸8社と複数統合させるものである。また将来の市域発展を考慮して東西両拠点を形成させるため、東部分場を現在の駅前荒

(第4表)

西日本地区主要市場の施設状況

(単位 m<sup>2</sup>)

	姫路	岡山	呉 (本場)	広島	北九州	久留米	佐世保 (本場)	長崎青果	長崎魚市	福岡青果
敷地面積	54,550	50,000	17,243	22,104	23,350	22,100	19,586	4,625	20,000	82,192
建物面積 (主要施設)	23,838	17,458	12,175	17,450	8,947	8,484	13,597	4,218		
卸売場	11,016	8,134	2,564	5,235	3,324	5,323	5,522	2,949	8,746	11,505
仲売場	5,418	3,998		2,645	1,524	307	2,612	553	1,079	3,600
冷蔵庫	473	929	284	1,028						1,500
倉庫	1,233	444	2,244	635	949	212				
買荷保管・積込	6,589	800		831		61	1,324			
業者事務所	3,453	1,576	1,297	1,904	1,302	991	1,158	668	3,376	
管理事務所	667	828		434	772	306	411			
付属店舗	6,589	1,152	805	1,071	185	946	462	48		

神市場(卸6社)の統合で実現させる計画である。＜北九州市場＞5市合併による市場指定区域拡大のため、39年11月市場整備促進委員会が設置された。現市場は全市的にみると、立地条件が悪く、青果部のみで、小売の総合店化、消費多様化とも適合していない。そこで鮮魚部の開設、塩干、乾物、鳥卵、漬物等の導入も計画され、施設規模を約10万坪と推計しているが、取引機構上要請される位置、規模と都市計画との間にズレがあり、将来の流通体系から調整がせまられている。また市内には市場が分立し、青果関係で門司2、小倉2八幡5、戸畑1、若松1、計11市場、鮮魚関係では小倉2、門司3、若松1、戸畑1、計7市場存在しており、これらの統合吸収による大市場化は各地域住民の微妙な感情とも関連するので、大市場化に伴う摩擦から流通システムを阻害するべきではないと云われている。

＜福岡市場＞43年8月青果新市場が建設、移転している。土地買収後3ケ年間を要しているが、市場位置は効外で、将来の市街地南部の発展、都市計画路線、鉄道など交通利便を考慮して決定しているが、買収価格坪1万2千円が昨年5万円、今年14万円に急騰し、将来の拡張はすでに困難になっている。移転理由は、(1)35年卸4社8市場統合のさい、5分場が残され、その統合計画の実現、(2)既存市場の老朽化、および産地大型化、上場単位上昇に伴ない大規模の経済性、集散機能が重視されたことによる。なお、青果移転後の跡地施設利用計画は進まず、鮮魚関係から仲買増員申請がでており、仲売場拡張が問題となっている。

6市場の事例をみても、市場施設整備の理由と内容はマチマチであるが、取扱量の急増に伴う駐車場等関連諸施設の整備、都市計画、交通混雑等に制約された類似市場、分場の統合吸収等を

原因としており、すでに指摘した複数市場化の動向、卸一仲買系列化による販売圏の拡大等とも関連して大規模集中取扱の経済性認識を反映している。しかし生鮮食料品は集配上の便宜と、セリ原則での現場取引から相当広大な市街地敷地を必要としており、周囲の地価、建設費高騰から開設者の財政負担は加重化し、政府助成措置および起債金利、償還のための施設使用料引上げ、既存市場売却可能性がない限り、中規模、およびそれ以下の都市財政力では施設整備は非常に困難になりつつある。したがって、いたづらに大市場化を云々すべきでなく、現市場施設の有効活用、例えば卸間業務提携、業者統合、取引方法の改善、運搬施設の機械化、および情報・配達組織の形成を考えるべきであり、また古い地方市場、類似市場、分場の存在など、中央卸売市場以外の市場機構の独自の意義を認め、機能分化、調整指導、整備助成等を計る必要がある。さらに市場を「一階産業」と観念したり、効外移転に買出人が強い抵抗を示さないで、都市計画上の当然の要請として、市場構造の立体化、効外移転も、もっと広い長期的視点から再検討されねばならぬといえる。

## II 長崎市市場機構の現状

以上の西日本地区における地方流通機構の実態と問題点からみて、長崎県、とくに長崎、佐世保市における現状を分析してみたいと思う。

長崎市には県条令に基く単数制の魚市場と市設置条令による複数5社制の青果市場がある。魚市場開設は大正初期、県水産組合連合会が運営に当り、その後昭和2年、県水産会に、さらに16年2次大戦勃発で業務は統制組合に分化され、20年に県水産業会と、分化した3組合が一体となって魚市組合が設立された。現在の長崎魚市K.K.はこ

(第5表) 長崎漁港の水揚実績 (単位 トン)

年 別	総水揚高	受託物	直送物
38	222,153	105,853	116,300
39	217,523	108,687	108,836
40	253,099	132,358	120,741
41	247,439	128,198	119,241
42	235,028	109,102	125,926

れら組合事業を継承し、発展したもので、県は水揚高の急増に伴ない、23年中ノ島埋立地造成(約2万平方メートル)、31年中ノ島突堤完成に引き続いて3魚舎、鉄道引込線、関連施設を建設、33年8月に開設者になり、39年地方自治法改正に伴ない県市場条例を制定している。

県管理事務所の「魚市場概要」によると、35年の27万トン以後、水揚数量は減少し、40年一時25万トンに回復したが、42年は23万トンで減少傾向を逆転していない。その内、直送荷の比重は依然高く、35～41年で、水揚数量の48～53%、金額の56～59%を占める。魚市場上場分は総水揚の約半分、11万トン、取扱金額89億円にのぼっているが総水揚の主力が遠洋物、青物であるため、地元の加工、消費を上廻り、仕向地別出荷をみると、近畿、中国、中部が中心で長崎県内はわづか、28%に止まる。九州地域内需要も1割以下であるから、他地域への「産地市場」の性格を明瞭に示している。

卸の出資構成は県漁連40%、旋網漁協20%、底曳業者39%で生産者を中心とし、経営参加しているので、不満は少ないが、それでも組合幹部と下層漁民では差があり、セリ価格が低いので、船単位の大口セリの小口化、新規入荷に対する選別、荷役サービスの積極性、仲買差益(1～2割)が高いなどといった声があり、独占的魚市自体の姿勢改善が要望されている。しかし卸手数料は3%

(第6表) 長崎魚市仲買取扱高(昭42) (単位万円)

区 分	人 員	買上高	比 率	1人当り 買上高
発送仲買	14	446,079	50.1%	31,863
地元仲買	78	345,484	38.8	4,429
加工仲買	54	95,337	10.7	1,766
その他	—	3,788	0.4	—
計	146	890,688	100.0	6,100

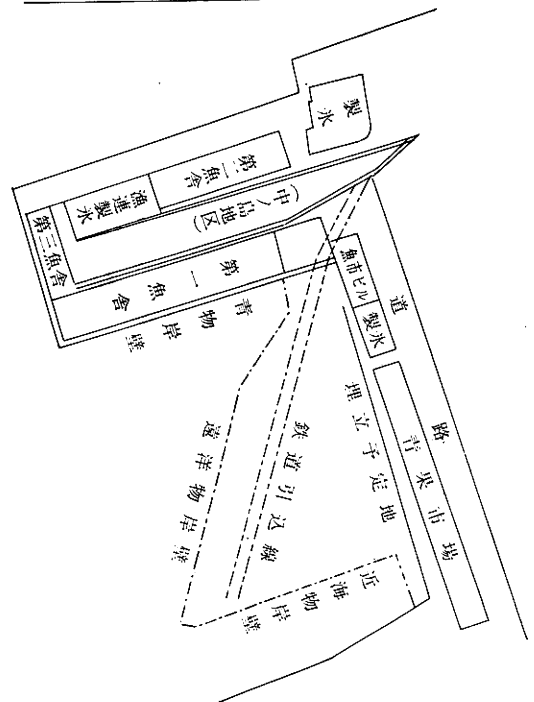
で、唐津の歩房し差引実質3.23%、福岡の4.9%と比較すると極めて低い。仲買人の定数は県規則で定められているが、実際の開業許可権は卸の指定に委任されており、現在、発送仲買14、地元仲買78(中仲買62、小仲買16)、加工仲買55で、総計147人の多きが認可されている。なかでも発送仲買は貨車送り専門の出荷業者で、年間延1万6千車輦を動かし、上場数量の50.1%を取扱い、年間平均8千3万円で他市場仲買より経営規模は大きく卸一仲買の系列化は決済条件の差違、金融的補助を通じて確立されている。発送仲買に対しては10日払、その他仲買は5日払、また歩房しにも差違がある。仲買以外の小売参は全く認められていない、買出人のセリ場入場も制限されているので、これに代るものが中仲買、小仲買である。小仲買は市内築町市場で販売する料亭その他を相手とする小売業者の既得権が認められた特殊なもので、中仲買が仲売場に横持ちして、箱単位で小売業者に分荷している。そのさい零細な仲買数が多く、しかも仲売場が狭隘であるので、買出人約6百人との取引は非常に混乱を呈しており、また仲買差益が最高20%、平均10%と高い関係もあって、仲買定数緩和や、その体質改善(整理統合による大型化、売参権制度の導入)等が問題になっている。

39年に制定された県市場条例は地方自治法 244 条の 2 に基づくもので、流通問題から中央卸売市場法並みの規制が加えられているが、長崎漁港の産地市場である公共性に注目して県の管理は施設面のみに重点をおき、地元消費に関連するものは自主的運営にまかされている。商活動の規制は実質的に困難であり、利害対立の円滑な調整は卸の積極的改善の姿勢がなければ難かしいが、現在のように物価騰貴が消費者生活を圧迫しつつある折から、セリ価格と小売価格が著しく乖離する場合には取引機構の公正な競争と流通費節減の努力がとくに要請される。

また長崎市場は鮮魚は県条例、青果は市条例に基づいており、施設の管理、指導運営も統一されていない。このため施設整備計画は相互に何らの有機的結びつきがなく、別個に計画立案されているので、行政連絡、調整の必要がある。魚市社内報によると、県長崎港開発総局は水産庁第四次漁港整備計画に基づいて、44～48年の 5 年間総工費約 10 億円の魚市場施設拡充を取り上げている。

これは新たに 3 百米以上の水揚岸壁を構築し、背後用地 12,000 平方メートルを埋立造成して、荷捌所、駐車場、鉄道専用側線、臨海道路を建設するものであるが、これによって着岸船数の増加、水揚作業の円滑化を計りうると共に、背後地造成の結果輸送積込作業の危険回避、自動車混雑による交通麻痺緩和、場内荷捌き、選別、発着自動車積卸し不便の解消が可能である。たしかに現在の魚市施設をみて、まづ目につくのは、漁船大型化に伴なう接岸水深、岸壁延長の不足、魚種の多様化にもとづく選別時間の延長、岸壁回転率の低下、仲売場の狭隘、車輛増加に対応する道路幅員及び駐車場の不足であり、これらの悪条件を排除する必要があるが、同様のことは隣接の青果市場について

#### 第 4 次長崎漁港計画図



も云える事柄であって、もし漁港整備の資材置場として県有地が利用されると、青果市場の機能麻痺が当然発生してくる。したがって現在の立地条件での拡張を計画するためには、抜本策が必要であり、魚市場、または青果市場の移転問題に発展する可能性が強い。

単数制の独占的魚市場に比較して、青果市場は卸 5 社の複数制で「過当競争」の弊害が現われている。県特産課及び卸 5 社との話し合いの席上、私は次ぎのような市場整備拡充についての研究計画を発表し、検討を求めており、現在研究を続行中である。

#### 1. 市場施設整備に関する事項

##### 1) 現存施設活用の可能性

##### a. 漁港整備計画との関連

青果市場は現在市有地 3,550 平方メートルをフルに利

用しており、入荷量が多いとセリ場は道路にはみ出し、魚市場搬出入車輛と交錯して交通混雑は著しい。県有地を5米幅180米を借用しているが、実際はその3倍以上が駐車場として利用されており、漁港整備で埋立造成が行なわれれば、現有地利用で約2千坪が必要と云われている。

#### b. 施設改築及び立体化の可能性

以前立体化の計画があり、一階そさい売場、二階果実売場、三階事務所、四階駐車場としていたが、実際には建築中の営業をどうするか、また青果市場の階上利用率はどうしも低く制約がある。

#### c. 業務改善による有効利用

卸5社の競合による小口荷の多量が売場所要面積を拡大し、狭隘を深刻化しているため、共同セリの必要があり、現在午前中そ菜の移動セリ、午後果実の見本セリに分けている程度で、卸の業務提携、統合は進んでいず、取引機構の合理化は移転後に持ちこされている。

### 2) 市場移転の可能性

#### a. 取扱量の推移、都市外延傾向

新市場は一応1万坪所要とされているが、取扱数量は40年6万7千トン、42年7万3千トンに漸増傾向にあり、将来の関連施設整備を考慮すると2万坪必要とみられている。たゞ市場位置は地区別人口推移（人口重心）と地区別小売実績（需要重心）からみて、都市計画路線と関連して交通便利な所が選ばれるべきである。

#### b. 取扱品目の総合化

食生活の動向や、消費者の購買傾向からみて食料品店の専門業種は年々減少し、取扱品目は総合化されつつある。とくに郊外地区になるとこの傾向が強いが、現在はいまだ買出人からの希望はなく、また既存業者保護の立場から、附属営業人としての入場、流通卸団地造成とも関連する。

#### c. 物的流通費の節減

市場移転の場合、長崎市の地形的特殊性や地価騰貴から郊外市場が考えられているが、降雪、厳寒時の路面氷結による交通困難、運賃騰貴の小売価格への反映が当然考えられるので、小売業者、消費者の反対がある。旧市内には余裕地が少なく、国体後の陸上競技場、公園等の利用が云われているが、必ずしも望ましい案ではない。移転後の離島方面への出荷や、市内類似市場の競合的出現を考慮すると、旧市内に仲買、小売の相対取引の分荷所を設け、本場を郊外に移転して、諫早、大村市場を含む、長崎都市圏の集散大市場を建設し、拠点的功能を持たせることもできる。

#### d. 業者収容形態

現在の卸5社はそ菜中心3社と果実中心2社に分かれるが、卸毎に産地出荷団体と結合し、競争しあって、規格外不揃品で、手数と不要支出が多い。また買受人に対しても弱く、卸手数料の中央卸売市場並の引下げに対して買受交付金は減減できず、決済条件の改善もできないので、経営内容が不健全化する危険がある。卸5社の整理統合は資本的に困難であるが、市場の公共性を考えると、まづ経営内容が合理化される必要があり、また複数程度に合併されても、施設利用はかなり集約化される。

### 3) 市場管理指導の改善

長崎市の設置条例は、たゞ施設の管理維持のみで、運営にはタッチしていないが、施設の拡大や、移転を考えると、当然その財源確保と指導監督の強化が必要である。とくに流通近代化に対して積極的発言権をもち、青果物流通及び価格形成に調整的機能を果たさねばならないから、中央卸売市場への昇格の可否が十分検討されねばならない。

## 2. 取引機構改善に関する事項

### 1) 卸の業務提携，機能分化，統合

現在の問題点として、(1)同時セリは仲買人の員数不足や売参が受入れないことから限界があり、セリ時間が短縮されていない。(2)小口単位のセリのため、仕切価格高低があり、荷主、買受から価格補償が要求されている。(3)買受は歩戻しを目的に買うので、仲買間の競争が激烈で、歩戻し低下は困難である。(4)卸の荷配列、配達、預かり、事故補償等、サービス業務が過剰で、経費負担率が高い。(5)代金返済は7日払いであるが、実際は15日以上になり、荷受の資金繰りは悪化している。また支払遅延に対して売り止めはできにくい。これらの状況を見ると、卸5社の競争は個々の卸の地位を低め、逆に経費負担は上昇して経営内容は悪化しており、統合すればよいのは分っていても内部事情から市場移転後に持ち越されており、現在は移転時の統合のさい好条件を確保するため、シェア競争が激化している。買受側は単数制に反対するので、そ菜、果物と機能分化した複数制に移行する可能性が強い。

### 2) 代金決済機構の整備

完納奨励金は仲買1分7厘、売参1分3厘であるが、卸は支払延期を競合から認めているので、支払延期後にも支払われている。買受人の組合は代払い制をとらず、卸自身が個々に集金しており、集金費がかさむのみでなく、未払いのさい組合が連帯保証をしているが、保証範囲に限界があり、しかもその後でも卸は売り止めすることができないので、市場信用を高めるため、代金決済機構を整備する必要がある。

### 3) 系統品流通と仲買育成

仲買は26、売参は444で、系統品である果実は仲買が取扱い、離島方面及び地方市場に出荷して

いる。しかしそ菜関係は近郊産地との結びつきが強く、大量取引に適さないので売参主体制で、系統荷受入れ体制が整備されていない、価格変動が激しく、入荷が不安定である。

## 3. 県内出荷体制整備に関する事項

品目別入荷量の生産地表によると、県内出荷率が50%以上であるのは、果実21品目、そ菜28品目の多くにのぼり、卸は古くから手山の産地を育成し、小規模な任意組合を多く組織している。しかし生産者は卸間の競合を利用し、販売作戦をねりうま味がある反面、入荷が投機化して価格変動が激しくなる。入荷の安定性を確保するためには、任意組合を統合し、地元産地形成をし、上場シェアを確保し、計画的出荷調整をさせる必要があるが、これも卸間の協調が前提となる。

以上の長崎市場の問題点を要約すると、次のようである。まづ魚市場については、

(1)長崎漁港の水揚げは年々低下しているが、逆に直送荷は増加し、他地域への鮮魚、加工食料供給基地の性格を示している。しかし、それでも市場上場分は約半分に上り、生産形態に対する商業資本の活動、とくに鮮魚の流通過程における選別、製氷、冷凍、冷蔵、加工、運搬等鮮度の人工的延長に要する資本依存は強く、生産者と魚市場構造との結合の伝統的形態が残されている。県漁連も魚市市場施設と同一施設を利用し、卸が水切、選別、荷捌を行い、その内22.5%を上場、出荷仲買が上場総量の50.1%を出荷している。

(2)出荷仲買取扱比率は唐津市場(約90%)より低いが、福岡、佐世保より高いので、相場は大阪など消費地市場を反映する。しかし、鮮魚価格は地域性、魚種、時期等の自然的もしくは社会的諸条件を反映し、全国単一価格形成は困難である上、資本投下の欠乏している中小漁業の市場依存度は

(第7表)

市場品目別県内出荷自給率表(昭41)

(% )

そ		菜			果		実		
品	目	県全市場	長 崎	佐世保	品	目	県全市場	長 崎	佐世保
だ	い	97	95	99	み	か	100	100	99
か	お	100	100	100	な	つ	100	100	99
に	ん	94	89	92	ネ	ー	94	98	83
ご	ぼ	47	38	37	い	よ	100	100	100
れ	ん	48	3	100	は	つ	98	100	90
た	け	100	100	100	ポ	ン	100	100	—
結	球	75	65	89	レ	モ	2	2	0
山	東	100	100	100	き	ん	100	100	
き	ゃ	85	78	90	そ	の	86	91	57
ほ	う	100	100	100	り	ん	0	0	0
白	ね	100	100	98	な		74	7	67
青	ね	100	100	100	か		15	11	15
に		100	100		お	ど	28	31	10
う		—	—	0	び		100	100	93
な		78	82	85	も		37	28	27
と	ま	92	92	86	す	も	65	73	56
き	う	92	90	89	い	ち	100	100	
し	ろ	98	68	100	く		68	62	33
か	ぼ	83	71	88	う		100	100	100
ピ	ー	86	85	76	い	ち	90	96	77
青	さ	95	91	100	す	い	98	98	96
青	さ	73	44	87	こ	だ	86	85	90
青	さ	100	100	100	温	室	0	—	—
か	ん	100	100	99	ま	く	95	91	98
ば	れ	97	80	94	プ	リ	76	78	72
さ	と	74	66	74	露	地	99	100	97
や	ま	92	94	80	マ	ス	8	—	0
玉	ね	31	21	50	バ	ナ	0	100	0
レ	タ	87	78	96	パ	イ	0	100	0
セ	ル	29	29	—	ほ	し	23	31	3
カ	リ	100	100	100	そ	の	41	100	0
ブ	ロ	100	100						
し	ょ	97	95	100					
は	な	75	—	—					
ま	つ	57	—	—					
な	ま	68	70	—					
そ	の	0.5	0.5	0					
合	計	76	68	82	合	計	59	55	58



高いので生産地価格の上下変動は激しい。このことが逆に仲買取引の妙味にもなり、仲買主体制が発達したのであるが、これが地元消費と関連して問題になるのは、売参人制度がなく、しかも仲買の零細性、定員限定性から中間差益率を高めることである。

(3)長崎、佐世保の魚市卸は単数制であるが、唐津、福岡は複数制である。唐津複数の他の1社は玄海漁連で、別市場をもつ。唐津魚市も当初3社の過当競争から統合されたもので、こゝ10年間10倍に水場が増加したのは、貸付、前渡金などで荷主確保、豊かな選別荷役能力、仲買代金支払の延長、鮮度保持施設整備などによる。福岡でもほゞ同様であって相互競争は弊害もあるが、競争力育成上有効と云われており、この意味からも漁港整備に伴う市場施設拡充と共に複数制導入、買受

側の経営参加、売参人制度等、市場内競争性の導入は今後検討さるべき課題である。

これに対して、長崎青果市場については問題は若干異なり、

(1)県農林部資料によると、県内主要5市場（長崎、佐世保、大村、諫早、島原）の総取扱量中、長崎青果の占める比重は果実63%、野菜59%、合計61%、金額で64%にのぼる。つまり県内県南の拠点市場であるが、売場面積で比較すると、わづか32%で、市場施設の現状は極めて貧弱で、前近代的様相を呈している。魚市場は県が管理指導し、漁港整備とも関連して、今後一層の運営面での公共性強化が要望されているのに、青果市場は長崎市が施設維持のみを行い、積極的将来計画での統一性が欠除しているように思われる。

(第8表)

青果市場開設状況調査

昭和43年5月1日現在 長崎県

市名	市場の名称	荷受会社名	所在地	設立年次	取扱数量(t)			取扱金額(千円)			資本金(千円)	仲買人(売参人)(人)	売場面積(m <sup>2</sup> )	職員数(人)	人口(人)	
					果実	野菜	計	果実	野菜	計						
長	長崎市場	長崎青果(株)	長崎市尾上町2の2	S 4. 7	7,765	16,137	23,902	539,407	490,762	1,030,169	10,000	26 (483)	965	36		
	"	丸富 "	"	S 23. 7	7,747	2,704	10,451	534,445	75,912	610,357	6,000		451	20		
	"	天満 "	"	S 23. 10	3,558	14,222	17,780	271,225	404,832	676,057	8,000		513	37		
	"	大長 "	"	S 25. 5	10,534	13	10,547	669,948	588	670,536	8,000		501	19		
	"	丸協 "	"	S 29. 12	3,736	8,340	12,076	308,658	294,898	603,556	8,000		519	31		
崎	長崎松山市場	長崎市農協	長崎市松山町4~41	S 27. 8	1,085	1,825	2,910	42,517	54,739	97,256	(80,349)	(81)	600	8		
	小計				34,425	43,241	77,666	2,366,200	1,321,731	5,687,931	40,000	(80,349)	26 (483)	3,549	151	410,782
	佐世保市中央卸売市場	佐世保青果(株)	佐世保市千原町1~20	S 4. 3	12,544	14,731	27,275	765,635	523,797	1,289,432	15,000	(17) (145)	2,919	100	249,977	
大	大村市場	大村市農協青果市場	大村市杭出津郷	S 42. 11	2,761	5,772	8,533	161,570	181,865	343,435	(8,480)	(140)	1,980	28		
	"	大村合同青果協同組合	大村市水主町704	S 38. 6	490	1,800	2,290	33,051	51,408	84,459	1,480	(48)	362	11		
	小計				3,251	7,572	10,823	194,621	233,273	427,894	1,480	(188)	2,342	39	56,345	
諫	諫早市場	経済連諫早青果市場	諫早福田町1. 013	S 24. 10	740	1,640	2,380	38,416	52,615	91,031	(2,000)	(49)	460	10		
	"	諫早中央青果(株)	"	S 28. 12	1,049	2,097	3,146	38,999	38,878	77,877	1,000	(52)	460	8		
	小計				1,789	3,737	5,526	77,415	91,493	168,908	1,000	(101)	920	18	63,937	
島	島原市場	(株)島原青果市場	島原市北門脇890	S 33. 4	827	1,288	2,115	33,736	39,554	73,290	3,000	(67)	641	14		
	"	島原青果卸売(株)	" 907	S 33. 6	792	1,668	2,460	20,129	35,914	56,043	7,225	(67)	492	6		
	小計				1,619	2,956	4,575	53,865	75,468	129,333	10,225	(134)	1,133	20	44,392	
合	計				53,628	72,237	125,865	3,457,736	2,245,762	5,703,498	(90,729) 67,705	43 (1,051)	10,863	328	825,431	

注 取扱量及び人口は41年

(2)卸の経営適正規模については種々云われているが、大都市では50億円、地方都市では20億円が普通の見方である。卸の収入源は主に手数料収入であり、手数料が引き下げられても荷主、売参交付金の減額不可能、代金決済の制度的不備、集荷費、荷捌き、集金費の増加があれば、小規模卸経営が不健全化するのとは当然の趨勢である。長崎市場の卸5社の取扱金額は41年で10億円以上わづか1社であり、他は6億円台で、いずれも佐世保青果より低い。こうした卸の小規模分立は上場単位の零細性と過当競争、つまり零細で未組織な近郊農村と、同様な売参人との間でのみ曲りなりにも成立する地方市場独自の現象であって、そうした背景が都市膨脹による近郊農村の潰滅、大型小売組織の拡大で経営的成立条件は失なわれる。

(3)小規模卸の競合では、産地に対する指導力は弱く、任意組合出荷が約6割を占める。この場合卸の自動車燃料費、交際費その他集荷費、前渡金、歩戻しは増加し、規格外の不揃品から選別、配列、セリ費用は割増で、しかも生産者の販売作戦から集荷量、集荷時期、相場は不安定、複数セリによる一物一価原則の乖離がある。したがって産地組合が荒されるといふ批難があるし、卸自身も大量取引利益を実現しえず、買受も投機に流れ、安値傾向があっても消費構造の高級化に対応しえないので、残品、腐敗品の割合を高めると云われている。

(4)既存市場の狭隘を抑制し、施設利用効率を高めるためには卸の業務提携、統合、施設の立体化が必要であるが、抜本的対策としては市場移転、拠点的大市場建設が必要であり、そのためには中央卸売市場への昇格、開設者の公的指導、市場信用を高めるための卸の統合が前提となるが、長崎の带状に広がる地形的特殊性から、用地、位置の

選択に苦慮している。また移転後都心に類似市場開設の可能性があるので、分場その他分荷システムの確立が必要である。都心では公園、競技場等の法的制約もあるが、流通機構近代化の社会的要請に答えた公共施設転用も考えられる。

### Ⅲ 佐世保市場近代化の課題

佐世保中央卸売市場の開設は昭和13年で、西日本地区では高知、鹿児島に次いで古い伝統をもつが、戦後の推移を取扱量の数量トン数を指数化（昭和30年100）してみると、第9表のようになり、25年の食糧配給公団、魚の統制撤廃以後、自由競争や、朝鮮動乱の影響を受けて青果、鮮魚とも急速に増加したが、鮮魚が李承晩ライン、防潜網の設置で水揚港の地位を失ない、産地市場としての機能を急速に喪失して、31年以後横這傾向を強めてきたのに対して、青果は食生活の変化を反映して果実は上昇、そ菜は停滞の長期的傾向がみられる。吾々はすでに40年に書いた論文において佐世保市場圏調査資料を基礎として、青果市場、魚市場について、次ぎのような諸特徴を指摘しておいた。

#### 青果市場について

(a)市場への野菜入荷トン当り金額は長崎市場より上昇率は高く、高級品への需要傾向の転移とともに入荷量過小による価格騰貴が問題となる。このため市場経由外の市内入荷は約3割を占め、朝市が発展しており、この形態を残存させたのは流通機構の遅れ、周辺産地の零細性、価格変動の激しさを露呈しており、とくに野菜栽培は小規模で、投機的要素の強いものにならざるをえない。

(b)交通事情の改善、促成、抑成技術の普及、産地大型化で遠隔地からの入荷も多いが、運送費その他の関係で価格は当然高く、これに対して近縁

(第9表)

## 佐世保中央卸売市場の入荷量

(単位 t)

年度	魚市場				青果市場			
	入荷量		県外出荷		果実		そ 菜	
	数量	指数	数量	指数	数量	指数	数量	指数
22	6,677	22.5	—	—				
23	9,519	32.0	4,164	42.6	3,251	51.1	5,254	49.4
24	18,867	63.5	10,415	106.6	3,840	60.3	3,700	34.7
25	28,691	96.6	15,290	156.5	4,633	72.8	5,657	53.1
26	38,868	130.9	21,966	224.8	7,515	118.0	7,675	72.1
27	38,795	130.7	17,644	180.6	7,420	116.5	9,960	93.5
28	45,638	153.7	19,594	200.5	9,448	148.4	10,359	97.3
29	34,039	114.6	13,567	138.5	5,991	94.1	12,423	116.7
30	29,692	100.0	9,771	100.0	6,367	100.0	10,648	100.4
31	26,097	87.9	8,847	90.5	6,345	99.7	9,684	90.9
32	30,643	103.2	10,687	109.4	8,088	127.0	9,836	92.4
33	29,625	99.7	11,329	115.9	9,284	145.8	10,689	100.4
34	27,724	93.4	9,993	102.3	10,845	170.3	10,723	100.7
35	31,530	106.2	13,737	140.6	10,203	160.2	10,870	102.0
36	30,338	102.2	12,838	131.4	10,173	159.7	11,763	110.4
37	25,192	84.8	8,878	90.9	7,625	119.8	9,876	92.7
38	28,224	95.1	8,390	85.9	7,458	117.1	10,283	96.6
39	32,139	108.2	10,407	106.5	11,068	173.8	13,668	128.4
40	32,281	108.7	9,805	100.3	11,859	186.3	13,130	123.3
41	34,333	118.9	6,084	62.3	12,430	196.6	14,943	140.3

荷の出荷機関はほとんど個人出荷で、団体出荷比率が低い。ため出荷計画、調整は不可能で、セリ単位の小規模化、仲買による買占価格形成を可能にする。また域外出荷は北松炭鉱没落後減少し、離島向けがわづかに残る程度で、買受能力は市内需要のみに依存している。

(c)果物の入荷形態は野菜とかなり異なり、市場を経由しない取引は非常に少なく、ミカン、バナナの直接買付、リングなどの他市場買付移入がある程度である。市場入荷量は野菜より良好であるが、その産地別構成では旅荷比率が高く、小数有力産地依存度が強い関係で寡占価格の影響がある。また出荷機関別構成をみても団体出荷依存であるから、同様のことが云える。野菜と異なる点で

注目されるのは県内市周辺への転送基地になっていることで、仲買による市外転送は約3割を占めるが、小口取引であるから、搬出率が高いからといって、産地市場的性格を示すものではない。

## 魚市場について

(a)入荷量が戦後最高を記録したのは28年であるが、その後後退したのは湾口防潜網によって漁船入港が阻まれ、旧来の得意先が失なわれ、さらに魚類資源の不足、長崎、唐津、福岡への集中があり、中小漁業の鮮度の延命、運搬、市場性（高価格）から大流通資本への依存が強まってきたことに基づく。したがって魚市場施設の拡張、近代化、集荷対策の積極性が強く望まれる。

(b)入荷形態の特徴としては市場經由外取扱は少

(第10表)

## 最近の青果物取扱実績

年度	総額 円	そ 菜			果 実			その他 漬物鶏卵 花き円 千
		数量K t	金額円 千	K当り 単価円	数量K t	金額円 千	K当り 単価円	
41	1,700,784,570	15,681,030	579,336,281	36.95	12,571,314	750,411,304	59.69	371,036,985
42	2,012,620,896	15,390,819	747,501,725	48.57	12,380,212	823,531,116	66.51	441,588,055
以下月別								
41年度								千
1月平均	141,732,047	1,306,753	48,278,023	36.95	1,047,609	62,534,275	59.69	30,919,749
42年度								
1月平均	167,718,408	1,282,568	62,291,810	48.57	1,031,684	68,627,593	66.51	36,799,005
43年4月	166,633,283	1,599,300	67,389,864	42.14	607,385	62,431,428	102.79	36,811,991
5月	165,406,651	1,680,700	65,223,420	38.81	578,863	64,552,198	111.52	35,631,033
6月	129,126,235	1,819,280	48,994,001	26.93	676,512	51,612,145	76.29	28,520,089
7月	143,203,290	1,783,300	28,955,024	27.45	1,891,649	61,729,973	32.63	32,518,293

(第11表)

## 最近の魚類取扱実績

年度	総額 円	鮮 魚 介			冷 凍 魚			その他 貝,鯨,塩 干物千 円
		数量K t	金額円 千	K当り 単価円	数量K t	金額円 千	K当り 単価円	
41	2,606,634,851	31,805,020	2,536,514,780	79.75	175,972	19,433,528	110.44	50,686,543
42	2,901,980,100	31,241,998	2,798,757,905	89.58	340,712	52,127,793	153.00	51,094,402
以下月別								
41年度								
1月平均	217,219,571	2,650,418	211,376,232	79.75	14,664	1,619,461	110.44	4,223,879
42年度								
1月平均	241,831,675	2,603,500	233,229,825	89.58	28,393	4,343,983	153.00	4,257,867
43年4月	297,265,122	3,118,643	285,425,291	91.52	30,518	4,297,036	140.80	7,542,795
5月	290,648,178	2,738,362	281,833,617	102.92	34,725	4,762,877	137.16	4,051,684
6月	252,130,804	2,824,059	244,305,120	86.51	28,524	4,591,275	160.96	3,234,403

なく、産地別構成では上五島方面からの入荷が76%を占め、アグリ漁業であるため、投機性が強く漁業調整は困難で、価格変動の中は入荷量大小を反映して変動している。

(c)漁港水揚総量中市場上場量は76%を占め、直送分は約3割で、長崎より少ない。また上場の55~60%が域外出荷で、割合的には産地市場的性格を一応示しているが、絶対量では減少しており、仲買も長崎市場と異って地元、出荷兼業の機能もっている。

こうした状況を前提として、吾々は中央卸売市場法の枠内での市場運営の近代化対策を検討せねばならないのであるが、そのさい考慮されねばならぬのは市議会監査委員会から提案された「卸単複製可否」の問題である。ただこの問題の提起の仕方には多分に問題があり、卸単複製の長短を論ずるだけでは極めて形式的、観念的たらざるをえない。

すなわち、過去の単複製論争には3つの立場があったように思われる。

#### (1)開設者の立場

開設者である市当局からすれば、指導監督の容易、競争に伴う無駄な諸経費の節減、セリによる公正な価格形成、違反行為の抑制から単数制を支持している。

#### (2)卸売人の立場

開設にさいして旧問屋業者の営業権は卸売人に継承され、問屋業者を優先株主としている。したがって市場法的規制、指導にもかゝらず旧問屋の私企業的利潤追求を認める限り、単複製は卸自体の経営力の強弱の問題であり、自由にすべきである。

#### (3)出荷者の立場

出荷者に単数制であれば委託先選択の自由が失

なわれ、出荷者の善良な受託者として安定した価格で有利に販売する義務、およびサービスが果たされず、単数制は独占の横暴を許す結果になる。

これらの立場からの議論は、(1)は市場法上の卸の中立性を誇大に絶対化しており、(2)は市場の公共性を忘れ、私有物化するもの、(3)は生産者の郷愁的感覚と批判されうる。問題はこうした各々の立場から離れて、社会全体の視角で現在の実態と将来の流通体系のあり方から議論されるべきである。その場合重要なのは下記の3点である。

(1)古い市場は公設市場に旧問屋業者を機械的に導入しており、ノレン買収問題や、業者の強弱から入場しており、外見の近代化が何ら実質的な取引機構の合理性と両立していない。

(2)すでに第1節で指摘したように、生産者団体や漁業資本の圧力は卸を系列化し、代理店化しており、卸は損失回避と収益向上から買受を系列化するか、犠牲転稼を行うかするので、買受の経営参加要求、複数制要望の抵抗がある。

(3)競売価格はもう衆人監視の下にあり、従来の不正利鞘搾取の議論は妥当せず、むしろ価格安定を求めて生産者は指値、定価、相対へと移行し始めており、セリ売りに限定されなければ複数制の自由競争が望ましい。

単複製論争はこうした意味合いから、物価問題、流通革命に対応して消費者を含めた広い角度から再検討すべき性質のものである。佐世保市場は開設以来、青果、魚類とも単数制を以って認可され、戦後一時類似市場が現れたが競争で倒産し、現在もなおその状態を継続しているが、単複製問題が提起されたのはこのような現段階の次元で、つまり「市場機構の近代化問題」として把握されねば一向に前進しない課題ではないかと思われる。

卸単複製問題は市場法制定以来40年間、事あるご

とに論ぜられ、現在の複数化の傾向に対しても、卸の乱立は会社間の荷引競争、仲買人に対する販売競争の過当化、市場全体としての需給調節の困難、不必要な価格変動の招来となり、また卸ごとに売場が異なるため同一品目でもセリ価格に差異が生じ、公正な価格形成が阻害され、卸が多いので監督もゆきとどかず、不公正な取引が行なわれやすいというのが単数論の主張であるが、しかし、単数制もまた独占的弊害、すなわち荷引量の操作可能性と価格上昇を招く危険があり、卸の取引の立場が独占で強化されると、競争の時の流通コストの節減や、荷主、買受に対するサービスの刺激が消滅する。したがって、両者の長所を活かし、短所を是正できる体制整備が望ましいが、実際には農林省指導方針、流通機構上の卸の機能、役割および、その歴史的過程から各地域特有な形態を取っており、それが最近の取引形態の発展と流通機構近代化の社会的要請に即応して改善されてゆかねばならぬ。

市長の諮問機関である佐世保中央卸売市場運営委員会はこの問題に関連して、生産者および消費者代表が参加し、昭和43年以来数十回の論議をかさね、問題解決の適当な方向を模策し、本年4月には答申がまとまったのであるが、私は市場の発展と流通機構運営の近代化について、次のような意見をもっている。

基本的には買受人、消費者側の現市場に対する批判は現状からみて妥当であり、流通機構近代化の社会的要請に対応するものであって、この問題の解決を単純な卸単複論という形での形式的論議にすりかえることは正しい態度とはいえない。しかし佐世保市は条例上単数制を規定し認可しているのであるから、一般からの批判に対処して、現在の単数制の欠点を是正するため、卸売人ならば

に関係機関の一層の努力を要請すべきである。たゞその公共的指導監督も、市場収容業者が私企業であり、商行為上の自由を留保している限り、限界があり、十分な指導と効果が期待されない場合は、決断を以って複数卸売人制度の実施を検討し、競争論理の積極的導入を通じて業者自身の体質改善を計らねばならない。

買受人、消費者側の批判を総合すると、現在の市場形態には、とくに次ぎのような改善をなすべき留意点が存在しているように思われる。

#### 1. 青果部市場

##### (a)買受人に対するサービスの向上

市場に上場される青果物は41年度で28,252トン、うち果実は44%、そ菜は56%であり、卸一仲買一小売と流れるが、果実とそ菜では流通経路が異なる。果実は88%が仲買扱いでそ菜は70%が仲買扱いで、若干後者の売参人扱いは多い。しかし長崎市場と比較すると、長崎では果実84%、そ菜12%の仲買扱いからみると、流通経路における仲買主体の形態は強く確立されていると云える。しかも仲買人数は条例上30人を定員としているのにわづか18人しか収容できず、長崎の25人より著しく少ない。これは取扱総規模が少ないばかりでなく、卸、仲買の協調による集荷調節があるのではないかという疑意を生ずる原因ともなり、また卸が取扱費用節約上の荷引き策として系統荷や大口荷に依存する結果とも云われている。少数仲買の場合、競合的評価がどうしても制約されるので、売参人がセリに参加しているが、別個に調査したアンケート結果でも買出人中の売参参加希望はまだ多い。たゞ売参参加をしたり、新たに参加を希望したりする理由は、「セリ値が分かるので高い品物を仕入れない」とか、「いろいろな品物が買える」、「他の同業者に対して有利な地位が保て

(第12表) 青果小売商に対するアンケート(1)

質 問 項 目		売参人	買出人	計
セリ 希望 参加 無	希望する	25	20	45
	希望しない	1	53	54
	不明	5	6	11
セリ 参加 理由	消費者に対する信用	5	3	8
	セリ値が分かる	14	10	24
	いろいろの品物が買える	14	3	17
	同業者に対する知識		1	1
	セリ値の公正決定	4	3	7
	同業者に有利な地位が保てる	9	6	15
	不明	3	54	57
仲買 差 益 率 の 予 想	1～5%	6	8	14
	5～7	7	5	13
	7～10	6	23	29
	10～15	4	6	10
	15～20	3	1	4
	20～ 不明	6	36	42
仲の 買事 有に 前無 対注 す文	注文している	6	30	36
	注文していない	14	43	57
	不明	12	6	18

る」といったものが77%を占め、上場品のセリ値評価の適正そのものを目的とせず、この種の理由に基づく売参人制度そのものの存在が、実は現市場の問題を反映しているのではないかと思われる。

つまり売参人の参加を開設者が認めるのは競売時の市場の活気と適正価格形成の必要から、荷主に対して市場信頼感を高めるためであるが、実際には規格の統一、単位荷口の大型化で零細な近郊そ菜取引が減少すると、小口多品種買いの売参人は買受能力が低いので制限されざるをえない。したがって卸が仲買を相手に競売荷口や、セリ方法を一方的に決定すれば、売参制度を認めていることと矛盾する結果になる。生産者団体の組織化、産地の大型化が単純な規格統一、大口出荷調整で

消費者向け小口包装まで進んでいない以上、売参の存続は事実上不必要となる。そこで売参は卸に対して小口荷の近郊そ菜、果実の集荷努力の積極性を求めるし、セリ場で品目、価格をみて早く分荷販売をしてくれるよう要求したり、仲売場で手数料を払って購入しようとする。また売参資格が一種の消費者の信用をうるノレンとして利用されるようになるのである。

市場機構を簡素化し、中間経費を節約する面だけをみれば、仲買無用論が現われるが、実際には困難である。しかしこの流通経路が混乱し、摩擦をおこす理由は仲買自体の中に弱少のものが混在し、売参人並み資力しかないものもあり、また卸と結合して少数仲買間の販売に協調があり、売参資格認可にも干渉する場合があるからである。佐世保の青果小売商は数も多く、過当競争状態にあり、調査でも近所に平均4～5店の競争相手があり、一日当り仕入金額が1万円以上がわづか19%にすぎず、大部分は5千円から1万円クラスで生鮮食料品のための専門店が少ない。こうした最終流通担当者の零細性を反映し、スーパー青果部などが活躍を始めるに伴ない、仲買人に対して、「仲買マージンが高いので、仕入値段が高い」、「品物が少ないので、選んで買えない」、「特定のお客を優遇するので、欲しいものが買えない」、「余分なものまで押しつけられる」、「前日の品物が残っているので鮮度が悪い」といった不満が多い。仲買差益率は一応5%と従来から協定されていたが、調査によると実際は7～10%と答えるものが多く、1割以上のものもあって問題となる。この原因を小売組合は仲売場ができ、仲買が卸売場から横持ちして、相対取引に移行したからであると云うが、卸売場での仲買の分荷販売は他市場でも例がある。しかし現場売渡方式はセリ秩序や市場信

(第13表) 青果小売商に対するアンケート(2)

質問項目		売参人	買出人	計	
一日仕入金額	0～1千円	1	8	9	
	1.1～5	8	36	44	
	5.1～1万円	11	16	27	
	1.1～2	4	7	11	
	2～	5	3	8	
	不明	2	9	11	
市場外仕入割合	そ 菜	0～20%	18	28	46
		21～50	2	13	15
		51～80	1	10	11
		81～100	1	7	8
		不明	10	21	31
	果 物	0～20%	22	52	74
		21～50	2	4	6
		51～80		5	5
		81～100	1	6	7
		不明	7	12	19
年 比 市場外仕入昨	増加	7	13	20	
	不変	14	44	58	
	減少	1	7	8	
	不明	10	15	25	
市場外仕入時期	毎日仕入れる	10	22	32	
	時々仕入れる	5	12	17	
	荷不足時のみ	7	14	21	
	市場休日のみ	2	11	13	
	不明	12	27	39	
市場外仕入理由	価格が安い	6	17	23	
	市場にない品物がある	8	13	21	
	早い時間に仕入れられる	6	8	14	
	遅くともよい品物がある		6	6	
	品えらび小口買ができる	4	27	31	
	余分に買わないですむ	1	4	5	
不明	15	31	46		

用の維持上、望ましくなく、むしろ少数仲買間の競争制限、小売との系列化に問題があり、基本的には仲買が「差益商人」としての自覚のみで、公共施設を利用し、中央卸売市場仲買人としての公共性認識が欠如していることで、流通経費節減のための薄利多売というセールス性を充分身につけていないことに原因している。この意味で卸と仲

買とが結びついた単純な分荷、融資機能を仲買が果すものであれば、零細な自己店舗をもち労働販売に終始する小売商の批判を受けざるをえないのではないと思われる。

#### (b)卸の集荷努力について

周辺の長崎、佐賀、または地元の露店市場などいづれも佐世保市場とは異なる市場形態のものであり、比較資料として適当ではないが、例えば農林省統計事務所が発表している41年1月～12月の資料によると、Kg当り単価の割高はそ菜24品目中10品目、果実13品目中4品目で、その品目の全体に占める金額比率は、そ菜29%、果実18%で、とくに長崎市場と比較して割高とはいえないが、小売商に対するアンケート結果では「かなり高い」、「やゝ高い」といった割高印象をもつものが45%に上っている。品種、品質、品格の差が生鮮品の場合、問題となる特殊性があるので、反応は種々であるが、それでも仲買相場形成には長崎と異なる特性がある。すなわち、長崎市場ではすでに述べた如く、卸5社の競争で入荷調節は全く行えず、入荷の不安定、相場変動から、仲買は産地商人的機能をもち、自然相場操作により出荷率が高く、離島、地方市場等経済圏が拡大している。このことが代金決済の円滑化を阻げる原因となっているのに対して、佐世保では市民消費を対象として、仲買経営は安定化している反面、長崎の相場操作を攪乱とみなして消極的で、このため、長崎安値の時、自由荷引され、仲売場で上場荷と混合して相場利益を獲得しているという批判がある。このことは結局、卸の集荷が市場経由外の流入を許すようなもので、露店市場の発展がみられている。

アンケート調査によると、小売商で市場外から仕入れるものは増加しており、とくにそれが近郊そ菜関係で増加し、仕入を毎日行っているもの38



(第14表)

青果市場におけるやさい種類別荷さばき量 (41年1月～12月)

	長 崎 市 場				佐 世 保 市 場			
	数 量	価 格	1Kg当り 平均価格	県外もの の割合	数 量	価 格	1Kg当り 平均価格	県外もの の割合
	t	千円	円	%	t	千円	円	%
だ い こ ん	3,327	39,229	12	5	852	13,537	16	1
か ぶ	116	2,629	23	0	21	326	16	0
に ん じ ん	1,323	33,149	25	10	735	18,937	26	7
ご ぼ う	971	56,222	58	63	430	25,348	59	61
れ ん こ ん	283	20,345	72	9.9	237	15,046	63	0
た け の こ	365	16,386	45	0	92	3,875	42	0
は く さ い	4,459	80,971	18	39	1,380	24,511	18	12
き ゃ べ つ	5,075	130,529	26	21	1,866	44,694	24	10
ほ う れ ん そ う	575	18,194	32	0	159	6,325	40	0
白 ね ぎ	225	7,950	35	0	191	3,690	19	1
青 ね ぎ	369	14,206	38	0	109	7,276	67	0
な す	1,002	39,116	39	18	341	13,328	39	14
と ま と	2,418	99,052	41	9	915	42,026	46	14
き ゅ う り	2,104	121,161	58	9	1,192	63,485	53	10
し ろ う り	149	5,117	34	3	55	594	11	0
か ぼ ち ゃ ん	551	17,948	33	29	275	8,031	29	12
ピ ー マ ン	201	10,600	53	10	73	5,308	73	18
青 さ や い ん げ ん	299	19,415	65	9	108	5,175	48	0
青 さ や え ん ど う	91	15,639	172	38	49	7,784	159	0
ば れ い し ょ	3,658	91,179	25	3	1,374	33,950	25	6
さ と い も	675	43,849	65	25	216	13,987	65	12
た ま ね ぎ	3,943	102,805	26	80	1,387	35,022	25	50
レ タ ス	185	6,957	38	18	124	5,337	43	2
根 し ょ う が	204	13,698	67	5	69	5,965	86	0
カ リ フ ラ ワ ー	231	7,036	30	0	23	867	38	0
野 菜 総 計	37,434	1,141,387	30	31	13,394	446,415	33	18

%, 市場買取荷の不足時に仕入れるもの25%で、市場外仕入理由をみると、「市場より価格が安い」「市場にない品物がある」、「市場より早い時間に仕入れられる」といった答が多い。市場外仕入割合はそ菜関係で50%以下が約半分、果実関係で20%以下が多い。

露店市場の存在は従来港湾物揚場や、交通の阻害等、都市計画上問題とされていたが、消費者直販の有利性もあって繁栄しており、小売商にとっては低価格、品揃い、小口荷仕入に利用されている。しかしこれが卸にとって、いはゞ複数的競争

の役割をもち、対立的様相を示すので、自然、集荷は抑制され、小量扱いの特殊品の荷引きは敬遠することになる。露店市場には中央卸売市場とは異なる独特な機能があるので、これに挑戦の能力を取ることには正しくないが、そうだからといって、近郊小口出荷者に対するサービスを忘れ、その正常で、安定した形への産地形成を無視してはならない。出荷時間、代金支払い、手数料等中央市場との差違もあるが、卸が一層キメの細かい集荷努力や、サービスを強化する必要がある。露店市場の発展が中央市場卸の単数独占の弊害に一部分で

(第14表)

青果物市場における主要果実数の荷さばき量 (41年1月～12月)

	長 崎 市 場				佐 世 保 市 場			
	数 量	価 格	単 価	県外もの割合	数 量	価 格	単 価	県外もの割合
み か ん	8,118	551,574	68	0	2,894	189,792	65	0
な つ み か ん	906	37,362	41	0	356	15,267	43	1
り ん ご	7,929	468,461	59	0	2,821	167,668	59	0
な し	3,129	223,793	72	93	912	64,603	71	93
か き	1,551	83,211	54	88	539	29,075	54	85
ぶ ど う	1,127	117,038	104	69	493	51,335	104	90
も も	553	52,539	94	72	199	17,632	89	97
び わ	172	35,109	204	0	15	2,364	158	7
く り	29	6,488	224	38	12	2,265	188	95
う め	36	5,726	159	0	16	3,055	191	0
い ち ご	276	38,671	140	1	119	20,681	174	24
す い か	6,359	155,808	25	3	3,037	63,754	21	5
パ ナ ナ	2,325	367,883	158	100	628	100,198	160	100
果 実 総 計	33,988	2,260,753	67	48	12,578	767,677	61	45

も原因しているとするれば、十分自戒すべき事柄である。

他市場においては、区域内類似市場の発展もあって広域的な市場間競争の中で、価格安定を計るため、開設者を中心に卸売人、仲買人、売参人の集荷会議をもち、毎月集荷量、集荷方法、集荷時期などを検討しており、集荷不足品の市場取扱い比重を高めている。また近郊そ菜については一般青果とは別個に農協直売所、近郊そ菜セリ場を設け、売参人を主体として運営している。さらに集荷方法も農家庭先引取で、契約栽培を指導してきている。仲買取扱量の伸長率は停滞しており、買出人の市場逃避が現われ始めている折から、開設者も、卸も市場の経済的魅力を高め、買出人を増加させる必要があり、この意味からも、新しい状況への早急な適応を真剣に考慮する必要がある。

#### (c)自己計算的経営志向について

市場関係業者は他の企業同様、私利利潤追求の自由をもち、経済的魅力から市場に集ってはいる

が、中央卸売市場の公共性から様々の規制を受けている。とくに卸売人に対する制限規制はセリ取引の公正を維持するため、厳制な態度が開設者に要求されている。したがって卸が自己の利益増大を目的に、本来の業務を逸脱し、卸売業務と関連の薄い納入業などを兼営し、例えば洋菜類などを基地特需に優先して、上場を従とすべきではない。また卸が荷主の指示による価格安定措置以外の人為的価格操作と解されるような買付、先取転送、指値、貯蔵、加工等については、開設者は厳格な監督を行うべきである。小売組合の資料によると、卸の販売額中、仲買、売参引受以外の納入取扱部分の割合はそ菜関係で平均21%、果実関係で平均5%存在すると云われている。

#### 2. 魚類部市場

##### (a)卸の集荷努力について

魚市の上場量はすでに述べた如く、横這傾向にあり、水揚漁港としての立地条件を活用しきっていない。その理由は水産資源の涸渇、施設の貧弱

(第15表)

## 佐世保魚市場仲買人の買受状況

	会社形態	資本金 (千円)	従業員数		所属員数			42年売渡高(千円)		
			家族使用		2号売参人	買出人	計	計	出荷	地元
A	個人		2	0	9	6	15	107,246	72,293	34,953
B	有限	1,200	4	20	18	25	41	367,654	243,877	123,777
C	株式	4,800	3	25	40	73	113	692,864	286,293	406,591
D	合資	700	6	14	50	68	118	500,974	153,463	347,511
E	合資	1,400	3	8	6	0	6	67,037		67,037
F	合資	500	6	4	27	52	79	212,243	8,432	203,811
G	有限	300	2	5	7	9	16	62,804	14,406	48,398
H	有限	1,500	2	3	3	3	6	31,763		31,763
I	個人		3	0	3	1	4	21,142		21,142
J	合資	300	5	13	1	1	2	27,341		27,341
K	個人		1	1	0	1	1	27,775		27,775
L	株式	6,750,000		27	0	0	0	12,403		12,403
M	株式	1,000	4	7	0	0	0	3,907		3,907
N	株式	22,000		454	0	0	0	12,953		12,953
O	株式	2,000	2	4	0	0	0	669		669

もあるが、卸が積極的に入荷を入れるような流通機構改善を怠っていたためである。現在は市内消費と域外出荷が半々で、卸が集荷努力を行い、水揚が増加すれば、取引機構も「産地市場」形態に移行せねばならぬ。現状では市場取引の中心になるべき仲買人の買受規模は零細で、地元仲買、売参人を中心とする消費市場的取引機構に阻げられている。大口出荷者にとっては買受の渋滞、価格形成までの長い談合期間、場内分荷販売等の状況は魅力の乏しい印象を与えている。そこで大量取引の魚種について地元仲買とは別個の専門的出荷仲買機能の存在を認める新しい制度を設け、金融的助成を通じて、新規仲買の誘致、現在の地元・出荷兼業仲買の機能分化に適した措置を検討する必要がある。

## (b)取引ルールの正常化について

魚市場は昭和25年、運輸省港湾局の認可を得て倉島埠頭に総合的魚市場計画がたてられたが、海上自衛隊誘致のため、倉島埠頭はそれにゆづり、

駅裏に縮小して計画変更された。現在の施設は水揚岸壁延長、仲売場、駐車場などの配置、規模が不相当であり、冷凍倉庫、厚生会館等も整備されていず、今後抜本的な施設整備拡充計画を必要としている。しかし現状においても、開設者は卸売場内での受託販売者としての卸売人の責務を尊重し、公正なセリ価格形成を計り、市場信用を高めるため場内秩序の維持、場内分荷の規制、監視人の増加など、取引ルールの正常化についての開設者の正当な権限の行使と指導体制を確立すべきである。

## (c)代金決済機構の整備について

仲買5社の経営状態は悪化し、倒産の危険がある。これは仲買自体に計数的経営管理の能力がなく、過去における危険の多い出荷競争の損失が越ちこされていること、小売売参との力関係で5%の慣行手数料率の枠内にはめこまれ独自の差益商人としての自由な活動が制約されていることなどに基づくが、それが卸の売掛債権累積ともなり、

流通機構全体が共倒れする危険がある。市場信用と円滑な集荷の確保は代金決済の正常化なしには考えられないので、開設者は仲買経営の実態を詳しく診断し、経営能力の向上を計る適切な措置を検討すると共に、早急に精算所など新しい代金決済機構の育成を考慮せねばならない。

#### IV 結 び

中央卸売市場は43年3月末において、全国25都市、48市場（分場を除く）が設置され、農林省試算によると、青果では国内供給量の42%、水産では58%が取扱われ、その比重は最近数年間殆んど変化していない。しかし、単純な消費地市場でなく、大規模な集散市場的性格の濃い6大都市市場の占める割合は極めて高く、取扱品目中の成長商品の数量増加率は著しい。農協を中心とする産地の大型化、出荷態勢の整備および資本制漁業の形成との結びつきがその背景に存在するわけであるが、大都市市場の大規模経済化に比較して、地方都市市場との格差は拡大しつつある。卸1社当りの平均規模をみると、6大都市卸は青果で67億2千万円、水産で94億5千万円に対して、その他の

地方都市卸は青果で19億円、水産で22億円にすぎない。

こうした地方都市市場の小規模停滞性を生みだしている原因は地方消費の分散、小規模性および生鮮品を主体とする消費者の嗜好特性にも基づくが、同時に生産者団体および資本の系列化を受入れえない経営政策の欠除、古い流通機構の零細性にに基づく。すなわち、生鮮食料品の供給は一般に停滞的であるに対して、需要は強く、価格は年々上昇を続けているが、このような情勢の下での卸間の荷引競争は、委託荷の高値販売、前渡金支出、荷主交付金の増加を必要とする。しかし公開セリ原則の枠内での高値販売はおのづから限界があり、また前渡金、荷主交付金の増加には公共当局の強い規制がある。したがって出荷者を満足させ得る唯一の決め手は買付けであるが、買付けは生産者の出荷手取分の増加をもたらす反面、受託に比較して卸および買受側の利益は薄い。また買付対象は現在大部分不確実な委託・セリ販売による採算価格の維持困難を嫌う系統品で、値くづれさせることのできないものであるから、相対、定価、指値その他、セリ又は入札以外の方法で販売

(第16表)

荷 受 会 社 の 取 扱 金 額 (昭41)

(単位 百万円)

	水 産			青 果		
	荷受会社数	取扱金額	1社当り	荷受会社数	取扱金額	1社当り
東 京	9	129,050	14,339	16	123,875	7,742
横 浜	3	17,625	5,875	2	14,674	7,837
名 古 屋	3	30,195	10,065	6	24,896	4,149
京 都	6	18,670	3,112	3	14,912	4,971
大 阪	4	56,817	14,205	5	39,150	7,830
神 戸	5	21,873	4,374	2	10,966	5,483
6 大 都 市 計	30	274,230	9,456	34	228,472	6,720
そ の 他 "	28	61,629	2,201	29	55,248	1,905
合 計	58	335,859	5,791	63	283,720	4,503

せねばならないので制度上、経営上、買付けを行う前提条件が流通機構の内部に整備されねばならない。ところが現在の地方都市市場では生産と消費の距離の短かさから、市場外流通の可能性は強く、単数の独占的卸の地位も類似市場の発生で不安定化しており、また系統荷大量取扱の仲買能力の拡大が遅れ、さらに地方財政の貧困から立地条件、施設（とくに冷蔵保管設備）の整備も不十分である。卸経営としても、買付利益率の低下に対して、販売費、一般管理費の合理化が進まず、さらに大量取扱いに伴う売掛債権、棚卸資産の増加、仕切前渡金など流動資産増をまかなう運転資金の調達、買受側へのその転化が困難である。したがって資本力や、流通機構、市場施設などの懸隔から、大都市市場への系統荷集中は当然の現象であり、水産物で東京など大手の買付割合は取り扱いの半分以上に達しているのに、地方ではそれが全くなく、独自の積極的営業活動を展開する卸売業者に転化しないで単純な委託手数料商人に止まらざるをえない傾向が強い。

こうした小規模停滞という基礎的制約条件をもつ地方都市市場の将来の改善方向や、在り方はおのづから大都市市場とは異なる問題視角からの接近を必要とする。吾々はこの問題を解決するため、西日本各地、とくに長崎県内主要市場の実態を調査したのであるが、そのさい一般的傾向として、次ぎの3点に注目した。

(1)地方都市市場の形成は大部分、小規模問屋の集合体の形式を取り、卸売業者から「荷受機関」としての委託手数料商人に転化しているが、古い商慣行が内在し、経営近代化は遅れ、政治と結びつく保守的志向が強い。手数料商人への転化は取扱規模の増大や、販売価格上昇の抑制に関連する公共当局の指導監督の強化に対応するものである

が、それによって私企業的利潤追求意欲を完全に抹殺しうるわけではない。とくに生産者団体との結びつきから系統荷依存が強まると、卸の自己負担を買受の系列化によって転化する傾向を強めている。これが小売業者の零細性や、スーパーその他流通革命の渦中にある過当競争と衝突して、一方では販売圏拡大のための仲買制度の導入がみられ、他方ではこれに対抗する市場外流通の拡大、類似市場の発生、複数制要望の動きなどがみられる。つまり、生鮮食料品の地方流通機構にも、漸次流通革命の波が及び、自由競争原理の復活がみられる。

(2)市場内部の取引機構としての仲買、売参制度の在り方は従来から卸の経営政策的考慮によって規制されてきた。しかし最近では市場構成員としての独自の機能と地位が認識され、またそれらを含めた市場の民主的管理運営が進められてきている。たゞ需要の拡大に伴う取扱規模の増加、地場物扱いの類似市場との機能分化から、系統品取扱が増大すると小規模、分散の小売との直接取引に矛盾が生まれ、卸一仲買間の系列化、仲買主体制の確立の方向を取るが、地方都市市場の場合零細仲買の整理、統合は進まず、仲買取扱比率の増加にもかかわらず、仲買差益は節約されず、売参制度との間に対抗が生れる。そこで仲買の性格も出荷仲買、場外小売の兼業、買出入規制の撤廃など、仲買活動領域の拡大を求めて、場内での機構上の混乱が場外での相互競合に転化されている。卸の規模拡大を実現させるための仲買制導入も、大都市市場並みの取扱いができず、寄生的役割を強め、純粋な仲買機能の確立を求めることは困難である。

(3)地方都市市場の施設整備は一般に、新設市場を除くと、少しも進展せず、老朽化している。こ

のため、類似市場、分場の統合吸収は行なわれず小規模な需要に応ずる市場施設の分散、零細性がみられる。しかし他方では取扱量の急増に伴う駐車場等関連施設整備、都市計画、交通混雑等に制約された類似市場、分場の整理統合が問題となっている。地方都市財政の貧困から、いたづらに大市場化を云々すべきではないが、施設の貧困から、荷引競争、大量取扱いが制約され、小規模卸間の地元供給圏内の過当競争は激化し、卸経営の発展は阻害されざるをえない。現状施設内での有効利用可能性が全くないこともないが、それも限界があり、発展停滞を打開する抜本的対策が必要で、そのための政府補助措置の拡大が望まれる。

これらの観点から長崎県内の長崎、佐世保の主要市場の実態をみると、次ぎのような問題点が指摘できる。

(1)長崎魚市は漁業資本との密接な結合関係の下にあり、県外出荷基地である。この機能上の必要から、卸によって仲買主体の独自の流通機構が確立されており、それが単数制の独占的卸と系列化し、地元消費と関連する売参制度の導入、零細仲費の育成を制約している。したがって今後の漁港整備に伴う市場施設の拡大に対応して、複数制の導入、買受側の経営参加、売参制度など、市場閉鎖性の是正が検討されるべき課題となっている。

(2)長崎市内の魚市場、青果市場はいずれも中央卸売市場としての規制を受けていず、市場施設管理が県、市に分かれ、将来計画についての連絡調整、有機的一体性に欠けるところがある。青果市場の卸は魚市と対照的に複数で、小規模乱立、過当競争の弊害がみられる。かゝる小規模乱立は出荷者および買受側双方の零細性を基礎としてのみ成立しうるものであるが、他面、集荷、競売、集金

等諸経費を高め、また入荷および価格変動を安定化しえない欠陥がある。このため、隣接の漁港整備拡張に伴う市場移転に際しては、施設整備のための中央卸売市場への昇格、開設者の公的指導監督の必要性が検討されねばならないが、同時に市場信用を高め、系統荷の大量、安定入荷を促進するための卸の統合、仲買制度の充実が必要である。なお市場移転は長崎の地形的特殊性を考慮し、人口および需要分布、分荷システムなどとの対応をみて、慎重に立地選択がなされねばならない。

(3)佐世保市内の魚市場、青果市場の管理運営は中央卸売市場法の適用を受けているが、制度、施設とも古い歴史に拘束される傾向が強い。魚市場の水揚量は28年以後急速に後退しており、これは朝鮮動乱に伴う米軍基地化、市場施設の貧弱も影響しているが、流通機構自体の古さにも原因している。卸の積極的集荷対策の不足、仲買規模および県外出荷能力の低調、仲買と小売の系列化、力関係、代金決済機構の未整備など、出荷者に魅力に乏しい印象を与えており、抜本的な市場施設整備計画の立案と共に、流通機構自体を改善して行こうとする努力をしないと、ジリ貧の傾向が強い。

(4)佐世保青果の取引数量は魚市のように後退していないが、そ菜関係で長期停滞傾向がみられる。これは露店市場の発展に牽制されている面もあるが、卸が単数で、入荷調節や、仲買との系列化が確立していること、仲買の活動領域が狭く、少数で競争制限、差益上昇以外に存立基盤がないことなどとも関連している。現状では市場外流通の増加を抑制することは困難な状況にあるが、買受側としては公共当局による卸の集荷対策の促進、売参加制限の緩和、複数制の導入など、市場内

競争の拡大を通じて、硬直化しつつある市場の経済的魅力を回復するような改善策が要望されている。

#### 〔補論〕市場流通の再編成について

市場流通の経路は、中央卸売市場の開設前後について、次のように異なる。

(旧) 出荷者—問屋兼仲買—小売—消費者

(新) 出荷者—卸売—仲買—小売—消費者

この比較からみて、新経路では問屋兼仲買が仲買に名儀が変わり、卸売の一段階介入があつて流通経費節減はみられない。この複雑化は従来の問屋兼仲買のノレン権が収容時に不当に尊重された歴史的事情に基づくものであるが、それが収容後もいっこうに整理統合されないばかりか、小売参の導入に伴つて取引機構の混乱を生みだしている。

仲買と同時に売参を認める制度は現在大阪、京都を除いてほとんどの中央卸売市場にみられる特異な現象である。仲買にとって、販売相手方である小売を対等な立場でセリ取引に参加させることは仲買の営業活動をそれだけ制限することであり、このため一種の資本過剰、経営過多の状況が現われて、市場外での買付け、市場外店舗の兼営といった市場法違反が簇生するものも止むえないことになる。かゝる市場外活動の許容は流通経路の正常化を阻害することは明らかであるが、ここで考慮せねばならぬ問題はなぜ小売参を認める程仲買存在の根拠が薄弱となつたのか、またなぜ開設者が確固たる信念を以つて、仲買機能の必要性が認められるような市場の仕組みを当初から考えていなかったのかということである。

例えば大阪市場では小売参は認められていな

い。それでも流通の円滑さにこと欠かない理由は区域内の類似市場に、大部分の近郊物が追いやられ、取引単位の大きい系統荷や、特殊品目の取扱に特化しているためである。また名古屋市場ではそれが取扱に品目別に現われ、そ業に限つて売参のセリ参加が認められ、果実にはそれが認められていない。各地の産地市場でも特定品目の大量取引が、地元消費を超過すると出荷専門の仲買機能の必要性が自覚されている。このことからみると当初収容上仲買が認められたとしても、入荷品の取扱規模及び品目の特殊性がなければ、その存在意義が認められず、脱落の方向をたどると考えられる。したがつて中央卸売市場が仲買機能を共に認め、育成する熱意があれば、機能の必要から仲買を収容する特別な措置が当然ならなければならないはずである。

小売参を認めることはいかにも公設市場運営の民主化や、せり取引競争の公正化、完全化に必要な条件のように考えられている。たしかにそうした一面がある程、仲買だけではその人員も相当数に達せず、それが卸と結託して市場を不完全にし、半独占的=ギルド的要素を残存せしめる原因となっている。しかしだからといって、小売参をどの程度認めることが適切か、仲買と売参の構成比率をどのようにするかということについての基準は何ら存在していず、たとえば基準を決めたとしても推測のいきをでるものではない。小売商は自己の店舗規模に応じてその日の仕入量に限界があり、売参が認められたとしても、規格の不統一な零細荷に限定されてしまい、おのづと仲買との仕事分野の区劃は卸の荷受内容、せり方法の如何によつて分化されてくるはずである。この任務分担が開設者に明確に認識されていず、特別な業務規程上の措置がなされていなかったこと、また

仲買の中にも、資力、能力ともに弱少のものが混在し、売参同様荷口大型化に反対したり、卸と共謀して仲買差益の引上げや、類似市場の抑圧を行ったり、さらに出荷圏の拡大に消極的であったりして、小売商と競合することなどが市場内混乱の原因ともなるのである。

地方市場の場合、この混乱がとくに顕著に現われていることは本文で指摘した如くである。別表は地方卸売市場の仲買・売参制度の状況を示したものであるが、この表から次の諸点が明らかになるのではないと思われる。

(1)魚類部と青果部に分けると、青果部では売参制がとくに強く一般化している。魚類部では

売参制のないもの1市場、売参がいても仲買員数より少ないもの3市場であるに対して、青果部では無売参市場は全くなく、売参の少ないもの1市場があるのみで、逆に仲買のいない市場が3市場ある。これは近郊野菜の取引単位が零細で、規格も不統一なことに基づく。

(2)条例上仲買定数を設けていながら、実際の仲買数はいっそう増員されていない。充足率は定員に対して魚類部57%、青果部65%で、充足状況がとくに悪いものが、魚類で6市場、青果で8市場ある。このことは仲買の新規参入が、仲売場の狭隘その他の事情で制限され、競争が不完全になっているばかりか、取扱規模及び販売圏の低さか

### 大都市を除く中央卸売市場の仲買、売参人の状況

魚 類 部

( ) 内は仲買規模を売参相当員数で表わしている。

S43. 3. 31 現在

都市名	員 数				42年度買受高 (対卸)		仲買 の 出 荷 率	条例以外の許可基準		許可期限		備 考	
	仲 買		売 参		1人平均	1人平均		仲 買	売 参	仲買	売参		
	条例	実数	条例	実数	仲 買	売 参							
札幌	52	34			千円 394,220	千円 5,724	30	公募要領		年	年		
千葉				300	(22.1) 149,676	6,761	43	許可要領 設定の予定	他店と競合しない 場所 許可要領			1	青果と同じ (許可要領)
金沢	32	29		344	(26.1) 48,476	1,856	20		許可要領				
呉					(6.0) 26,913	4,460	20		審議会				
広島	13	8		255	(5.3) 50,551	9,361	25	許可要件による	設定の予定				青果に準じる (許可要領)
高松	20	19		201	(56.4) 329,298	5,834	56	許可要領	許可要領	2	2	2	許可要領により市場長 が必要性を認める者
高知	35	31		178	(13.3) 81,459	6,093	35						
福岡	55	40		188	(84.7) 512,879	6,055	40	その都度規定				2	
鹿児島	45	41		67	(2.7) 90,394	33,474						1	
仙台	45	7		271		7,971							
姫路	90	86		16					買高僅少のとき取 消				3
川崎	50	10		1									
久留米	20	10		171									
佐世保	30			4	192,626		60						

(注) 佐世保市場は44年5月現在仲買4人の増員が確定しており、また従来の2号売参人は廃止され、新たに66名の売参人が設けられている。



大都市を除く中央卸売市場の仲買、売参人の状況

青果部

( ) 内は仲買規模を売参相当員数で表わしのいる。

都市名	員数				42年度買受高 (対卸)		仲買 の出 荷率	条例以外の許可基準			許可期限		備考	出荷を除く取扱比 仲買：売参
	仲買		売参		1人平均	1人平均		仲買	売	参	仲買	売参		
	条例	実数	条例	実数	仲買	売参	年						年	
札幌	52	35		802	(218.72) 195,770	895	19		要綱により協議 会決定		1		89 : 11	
新潟	50	25		291	(14.4) 83,750	5,780	20				予定	予定	50 : 50	
千葉				513		2,491			卸の意見による			1	100	
金沢	32	31		389	(41.0) 120,601	2,936	18	許可要領 による	許可要領による		1	1	新規のみ運営委員会の 意見により決定	73 : 27
岡山	45	30		229	(23.2) 100,819	4,335	60			本人 1代			人数の整理を検討中	55 : 45
呉				509		4,020			設定の予定		予定	予定	100	
広島	50	32		561	(21.1) 88,650	4,191	20		要綱				49 : 51	
高松	54	37		232	(35.1) 42,263	1,202	30		審議会				80 : 20	
高知	15	14		290	(8.7) 26,494	3,021	50	許可要件	検討中				8 : 92	
北九州	50	20		209	(22.9) 84,198	3,674	15				2	2	70 : 30	
福岡	40	24	1,072	271	(24.4) 84,322	3,454	40		条例の仲買準用		2	2	25 : 75	
鹿児島	45	38		215	(9.9) 71,122	7,163	60						41 : 59	
姫路	75	71		51		47,200	15					1		
仙台	45	7		271	(84.7) 512,879	6,055	40	その都度				2	11 : 89	
川崎				646		7,799			市長が適当と認 めるもの 各業者の意見に よる				100	
久留米	20	14		202	(18.3) 73,987	4,040	40				3	3	43 : 57	
佐世保	30	17		78	(17.7) 62,999	3,542	5		要綱			2	80 : 20	

ら経営上魅力に乏しいものになっていることを物語る。

(3)仲買、売参の平均規模は一人当たり買受額や、仲買規模を売参規模で割った相対比で表わすことができる。いま単純に各市場の平均値を算出すると仲買平均買受額は魚類181百万円、青果113百万円、売参平均買受額は魚類5.3百万円、青果3.9百万円でいずれも魚類の方が高い。また仲買当り売参相当分では魚類28人、青果41.5人である。仲買規模がこの平均を上回るのは魚類4市場、青果3市場であり、売参規模が平均を上回るのは魚類7市場、青果9市場である。これらに仲買、売参の引取割

合を考慮して、一応仲買主体制と売参主体制とに市場を分類すると次のようになる。

仲買主体の市場

(魚類) 札幌、福岡、仙台、川崎、佐世保

(青果) 札幌、金沢、高松、北九州、姫路、佐世保

売参主体の市場

(魚類) 千葉、呉、高松、高知、久留米

(青果) 新潟、千葉、福岡、仙台、久留米、呉、高知、鹿児島、川崎、

魚類で仲買主体の強い市場は一般に産地市場的性格をもつもので、仲買出荷率はほぼ50%以上

の高さを示している。青果仲買にはそのような傾向はなく、果実を中心とした地域的集散機能の特徴をもつ。本文でも指摘したように佐世保青果の仲買引取率が80%を示すのはこの意味からすると異例のものである。なお、売参主体制は福岡を除いて、小規模地方市場に多くみられる形態である。

(4)仲買、売参の許可基準をみると、仲買については業務規定以外に特別な許可要領を決めている市場は少なく、発足時の旧問屋がそのまま存続し売参規制は許可要領の設定や、審議会、協議会などを通じて卸、仲買の牽制が強く作用している。もっとも売参は代金支払能力、せり技術、店舗の新設・廃止などで変動するので止むをえない面があり、その資格も1～2年で更新が規定されている。

以上の状況からみると、地方市場中、産地市場あるいは地域的集散市場の性格をもつものは、仲買経営もある程度、取扱品目別に分化し、鮮魚出荷及び果実専門化に特徴のある営業活動を見出しているが、小規模地方市場では仲買経営規模拡大が仲売場面積の狭隘や、資力、販売力の不足から阻害され、競争制限による仲買差益の安定から低規模での存続が可能なので、一般に零細、売参同様せり単位大型化を妨げている。この意味では仲買

定員充足率の低さや、売参参加規制は必要上みられる現象とも解釈でき、それが市場業者一般の構造的零細性を相互に助長し、再生産する機構的体質を形成している。このことは地元の生産、消費構造の低さを反映するものであるが、同時に大量流通を阻害し、機構に非能率と古い人間関係を温存させ、流通経費を高める原因ともなっている。安定した需要と価格騰貴が許される範囲内では、仲買、売参の機構的混乱や利益対立が市場内にあったとしても、卸を核とした系列的流通体制は崩解せず、若干の進展もありうると考えられる。しかし市場の外部条件は生産においては資本的出荷機構の整備があり、消費についてはスーパーその他小売資本の規模拡大、合理化があり、両者を直結する新しい流通経路の動きが始まると、在来経路取引は急激に縮少し、また在来経路であっても、系統荷、指値・相対取引、消費者向け包装規格物の比重が高まり、機構再編の必要性が強まっている。その方向は、地方市場の場合、魚類部と青果部では若干異なり、魚類では卸、仲買の結合、系列化による水産資本の代理店化、青果では流通革命に対抗する小売団体の組織化、消費者向け包装規格化などに伴う仲買の排除がみられるのではないかと考えられる。